

第 7 1 回 長 崎 県 副 市 長 会 議 及 び
第 9 7 回 長 崎 県 市 長 会 負 担 金 等 適 正 化 委 員 会
会 議 次 第

I 開 会

II 開催市あいさつ

III 会長あいさつ

IV 議長就任

V 議 事

1 審 議 事 項

- (1) 救急安心センター事業（＃7119）負担金【新規】
- (2) 第 74 回 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
長崎大会開催県各都市負担金【新規】
- (3) 長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業負担金【新規】
- (4) 長崎県防災行政無線運営協議会負担金【見直し】
- (5) 長崎県社会教育委員連絡協議会負担金【見直し】

2 報 告 事 項

- (1) データ連携基盤構築運用費負担金

3 その他

VI 十八親和銀行からの説明

「公金手数料有料化について」

VII 閉 会

開 催 日	令和 5 年 1 1 月 1 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分から
開 催 地	対馬グランドホテル（対馬市）

1 審 議 事 項

* * *

負担割合の基本的な考え方について

負担金等適正化委員会は、各種団体、協議会に対する法令に基づかない負担金、会費、分担金等（以下、「負担金等」）の支出を抑制するため設けられており、長崎県内をその範囲とし半数以上の市が関係する各種団体、協議会等への加入又は各種事業への負担の可否及び適正な負担額（率）の決定とその改定などを審議している。

これまでの審議の経過の中で、負担金等について、負担すべき事業の内容、事業総額の妥当性、負担金の必要性などとともに、県と市町、市と町、市間の負担割合について、議論を重ねてきた。

負担割合については、事業内容や受益の範囲等により取扱いが異なっている。また、負担割合の原則について、明確化されたものや慣例により取り扱っているものがあるため、これまでの議論を踏まえ、改めてそれぞれの負担割合について次のとおり整理を行った。

《県：市町》

各種イベントや事業に関する負担金については、原則として、県：市町の負担割合は 1:1 とする。

（ただし、要望活動等を主たる目的として結成する協議会等の負担金については、除く。）

《市：町》

案件ごとに区分していくこととなるが、直近の国勢調査の人口比（R2 市：町＝90:10）を目安とし、市の負担としては 90%以下を基本として検討する。（第 88 回負担金等適正化委員会（H26. 11. 19 開催）での議論を踏まえた整理）

《市間》

市間の負担割合については、均等割と人口割などを組み合わせるが、他に妥当な負担割合がない場合は、均等割：人口割＝30:70 の負担割合とする。

《市間：持ち回り開催》

原則、開催地が 50%負担し、残りを均等割 30%人口割 70%により分担する。
※第 30 回規制委員会（S58. 1 月開催）において、「今後九州大会規模以上の各種大会開催に係る市長会の負担あるいは助成については、特殊なものを除きこの方法による。」

* * *

負担金等審議に係る幹事会の審議結果

- ・日時：令和５年 10 月 12 日（木）14 時～
- ・場所：島原市有明総合文化会館　１階　研修室１・２

１　調査事項

項 目			趣 旨	負担割合等	幹事会の審議結果																		
1	新規	救急安心センター事業（＃7119）負担金	消防と医療が連携して、救急医療相談と医療機関案内を行う事業委託に対し、市町に負担を求めるもの	県：市町＝１：１とし、市町間は区分なく、委託業務内容が電話相談への対応のみであり、件数は潜在的には人口に比例することから人口割で算出する。	当事業に一部の市町が参加しなかった場合の各市町の負担金額が変更しないことを再度県に確認のうえ、原案のとおり、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。																		
2	新規	第 74 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会開催県各都市負担金	左記大会は全国 8 ブロックで持ち回り開催しているが、令和 6 年の長崎開催に際しその経費の一部について県内 13 市に負担を求めるもの	事業費のうち、本部負担金等だけでは賄いきれない「2,200 千円」を開催市である長崎市が 1/2 負担し、残りの額を長崎市を除く 12 市が均等割 30%、児童生徒割 70%により算出して負担する。	均等割のみで各市の負担金額を算出してはどうかとの意見が出された一方、類似案件に波及することへの懸念や、他との整合性を考慮しつつ慎重に検討してほしいとの意見もあり、結果として、原案のとおり、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。																		
3	新規	長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業負担金	県、市町等との間に設置する防災行政無線について、衛星回線用設備及びＪアラート設備の工事費について市町等に負担を求めるもの	次の割合でそれぞれ算出した工事費の合算額を各市町が負担する。 <table><tr><th>区分</th><th>割合</th></tr><tr><td>衛星設備工事費</td><td>工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた<u>5割</u></td></tr><tr><td>Ｊアラート設備工事費</td><td>工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた<u>全額</u></td></tr></table>	区分	割合	衛星設備工事費	工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた <u>5割</u>	Ｊアラート設備工事費	工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた <u>全額</u>	原案のとおり、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。												
区分	割合																						
衛星設備工事費	工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた <u>5割</u>																						
Ｊアラート設備工事費	工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた <u>全額</u>																						
4	見直し	長崎県防災行政無線運営協議会負担金	県、各市町及び消防機関に設置する無線設備更新後の保守点検等業務に係る負担を設置場所の市町に求めるもの（令和 4 年度負担額と同額への見直し）	当協議会の令和 6 年度事業費予算案（13,950 千円）÷設備数（31 か所）＝ <u>1設備あたり 450 千円</u>	原案のとおり、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。																		
5	見直し	長崎県社会教育委員連絡協議会負担金	当協議会に係る市町負担金の算出方法（負担金総額及び負担比率）を見直すもの	〔団体案〕<table><tr><th></th><th>現行</th><th>見直し案</th></tr><tr><td>負担金総額</td><td>503 千円</td><td>400 千円</td></tr><tr><td>負担比率</td><td>均等割：人口割＝ 6：4</td><td>均等割：人口割＝ 3：7</td></tr></table> 〔事務局案〕<table><tr><th></th><th>現行</th><th>見直し案</th></tr><tr><td>負担金総額</td><td>503 千円</td><td>400 千円</td></tr><tr><td>負担比率</td><td>均等割：人口割＝ 6：4</td><td>均等割：人口割＝ 6：4 <u>ただし、平成 18 年度以降の負担金算出方法における経過措置※を廃止</u></td></tr></table> ※市町村合併前の旧基準による負担金額より高くないよう、額の低い方を採用すること		現行	見直し案	負担金総額	503 千円	400 千円	負担比率	均等割：人口割＝ 6：4	均等割：人口割＝ 3：7		現行	見直し案	負担金総額	503 千円	400 千円	負担比率	均等割：人口割＝ 6：4	均等割：人口割＝ 6：4 <u>ただし、平成 18 年度以降の負担金算出方法における経過措置※を廃止</u>	事務局案では各町の負担増になるため不安視する意見が出されたが、事務局案を基に団体と協議し、再提出された案を、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。
	現行	見直し案																					
負担金総額	503 千円	400 千円																					
負担比率	均等割：人口割＝ 6：4	均等割：人口割＝ 3：7																					
	現行	見直し案																					
負担金総額	503 千円	400 千円																					
負担比率	均等割：人口割＝ 6：4	均等割：人口割＝ 6：4 <u>ただし、平成 18 年度以降の負担金算出方法における経過措置※を廃止</u>																					

２　報告事項

項　目		趣旨・幹事会での主な意見等
1	データ連携基盤構築運用費負担金	・前年度、審議した結果、令和 5 年度以降の市町負担金の増額は承認されたものの、次のとおり附帯意見が付されていたため、現況報告を行うもの 【前年度の審議結果】 令和 5 年度以降の負担金については、提案のとおり（維持管理経費の見直しに伴う、市町の負担金総額 1,600 千円の増）とするが、「クラウド型サービス提供にかかる契約については、積算の詳細が示されず、対外的な説明が難しいことから、今後に向けて、契約方法も含め、金額の妥当性を十分に説明できるような方策を引き続き検討すること」との附帯意見を付して承認する。 ・幹事会において上記の附帯意見に対する現況報告を行ったところ、「再度、県に対してベンダーロックにならないよう伝えてほしい」等の意見が出された。

〔新規〕救急安心センター事業（＃7119）に係る市町負担金について（概要）

1 負担金名等

救急安心センター事業（＃7119）負担金

2 事業概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院へ行った方がいいのかなど迷った際の相談窓口として電話で専門家からアドバイスを受けることができる電話相談事業。具体的には、救急相談（緊急性の有無、応急手当の方法、受診手段）と適切な医療機関の案内を行う。

○実施時期	令和6年度から
○実施主体	県
○実施方法	民間コールセンターへの委託（当初は単年度契約）
○相談内容	①救急電話相談 ②医療機関案内 24時間365日

3 経緯

- 令和元年度 県と市町の消防本部及び医療部局との意見交換、導入に向けたアンケート調査（1回目）の実施 ※導入に賛成は「4割」
- 令和3年度 市町の消防本部及び医療部局へ導入に向けたアンケート調査（2回目）の実施 ※導入に賛成は消防「6割」、医療「7割」
- 令和4年度 県・市町消防・医療部局による検討会を開催、実施に向けた検討案や運営費負担額の試案を提示
- 令和5年度 県内の医療機関などから早期導入を求める強い要請があるなか、導入に向けた検討会の開催やワーキンググループによる協議を実施し、各市町へ参加の最終意思決定を依頼

※県内21市町の参加意向状況（令和5年11月7日時点）

- ・参加：18市町
- ・保留：3市（島原市、諫早市、南島原市）

4 負担金額（案）

＃7119事業は消防と医療が連携して、救急医療相談と医療機関案内を行う事業。運営費にかかる国の財政措置として、H21～R2は市町村に普通交付税が措置されてきたが、R3以降は都道府県または市町村の負担に対し特別交付税が措置されている。消防業務は市町の業務であり、消防庁通知においても「都道府県と市町村が負担を分かち合い、共同して実施する」ことを推奨されている。そのため、県と市町の負担割合として県1/2、市町1/2と考えている。

委託業務の内容が電話相談への対応のみであり、相談件数は潜在的には人口に比例することから、市町負担分1/2を人口割により分担する。

【A 社 委託料見積額（1 年） 30,300 千円 の場合の試算】

県	市町
15,150	15,150
(1 : 1)	



自治体名	人口比※ ¹ に基づく 負担割合（％）	各市町 負担金額（千円）※ ²
長崎市	31.2	4,723
佐世保市	18.5	2,808
島原市	3.3	500
諫早市	10.2	1,545
大村市	7.3	1,101
平戸市	2.2	339
松浦市	1.6	246
対馬市	2.2	329
壱岐市	1.9	288
五島市	2.6	397
西海市	2.0	303
雲仙市	3.1	474
南島原市	3.2	489
長与町	3.1	471
時津町	2.2	339
東彼杵町	0.6	89
川棚町	1.0	154
波佐見町	1.1	165
小値賀町	0.2	26
佐々町	1.1	161
新上五島町	1.3	202
合 計		15,150

※1：R2 国勢調査人口

※2：仮に一部の市町が参加しなかった場合でも各市町の負担金額に変更はない【資料 1-4 参照】

【参考資料】

- (1) 長崎県危機管理部消防保安室・福祉保健部医療政策課からの依頼文【資料 1-1】
- (2) 救急安心センター事業（＃7119）について【資料 1-2】
- (3) 消防庁公表資料「＃7119 実施に係る基本情報」【資料 1-3】
- (4) 負担金等適正化委員会に係る関係資料の提出について（回答）【資料 1-4】

資料1-1

R05-19300-00992

R05-04030-01760

令和5年8月18日

長崎県市長会事務局長 様

長崎県危機管理部消防保安室長

(公 印 省 略)

長崎県福祉保健部医療政策課長

(公 印 省 略)

救急安全センター事業（＃7119）に係る市町負担金について（依頼）

本県の消防行政並びに医療行政の推進につきましては、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、救急安心センター事業（＃7119）は、医療機関の受診に際し、緊急性の高い症状を呈する場合は、救急車でできるだけ早く医療機関を受診し、緊急性の低い症状を呈する場合は、適切なタイミングで医療機関を受診することで、住民に安心・安全を提供するとともに、救急車や医療機関などの地域の限られた資源を有効に活用することを目的として、消防と医療が連携して救急医療相談と医療機関案内を短縮ダイヤル（＃7119）で行う電話相談事業であり、令和5年8月現在、全国22地域で実施されています。

本県におきましても、これまで、県と市町において、本事業の導入に向けた検討・協議を重ねてきたところであり、県内において、救急車の適正利用、救急医療機関の受診の適正化、住民の安心・安全の提供を図るため、早期に導入したいと考えております。

つきましては、別添のとおり関係書類を提出いたしますので、各市とも厳しい財政状況の中とは存じますが、負担金へのご協力について、ご高配いただけますと幸いに存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

記

（添付資料）

・救急安心センター事業（＃7119）について

資料1-2

救急安心センター事業（#7119）について

令和5年8月18日 長崎県消防保安室・医療政策課

1. 救急安心センター事業（＃7119）の概要
 - ・ 消防庁資料（事業の全国展開）
 - ・ 実施団体の状況（導入年度別、負担状況別一覧）
2. 本県での実施に向けた方針
 - ・ 事業計画
 - ・ 予算額 ※参考見積による
3. 各市町の負担割合について
 - ・ 負担割合等の考え方
 - ・ 各市町の負担額一覧
 - ・ 実施団体の例（京都府）
4. これまでの経過について
5. 事業実施効果について
 - ・ 消防庁資料（＃7119の事業実施効果）
 - ・ 本県における事業効果について



救急安心センター事業(＃7119)の全国展開

＃7119ってなに？

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、電話で専門家からアドバイスを受けることのできる電話相談事業。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

- 救急相談 例)緊急性の有無、応急手当の方法、受診手段
- 適切な医療機関を案内



実施エリアは？

全国22地域で実施

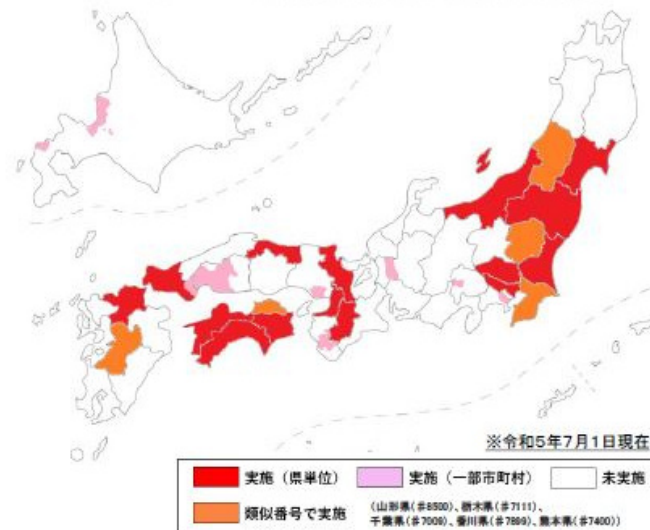
○県内全域：15地域

宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県

○県内一部：7地域

札幌市(周辺含む。)、横浜市、南アルプス市、岐阜市(周辺含む。)、神戸市(周辺含む。)、田辺市(周辺含む。)、広島市(周辺含む。)

エリア人口：全国 6,321万人
人口カバー率：50.1%



○＃7119実施団体の状況

(令和5年8月1日時点)

年度	都道府県	市町村	備考
H19	東京都（100％）	—	
H20			
H21	—	大阪市（50％）・府内市町村（50％）	
	奈良県（100％）	—	
H22			
H23			
H24	—	田辺市周辺（100％）	
H25	—	札幌市周辺（100％）	
H26			
H27	—	横浜市（100％）	
H28	福岡県（100％）	—	
H29	埼玉県（100％）	—	
	宮城県（50％）	仙台市（50％）	
	新潟県（67％）	新潟市（33％）	
	—	神戸市周辺（100％）	
H30	鳥取県（50％）	県内市町村（50％）	
	茨城県（100％）	—	
	—	広島市周辺（100％）	
R1	山口県（30％）	県内市町（70％）	委託料は市町負担
	徳島県（50％）	県内市町村（50％）	
R2	京都府（50％）	府内市町村（50％）	
R3	—	岐阜市周辺（100％）	
R4	高知県（50％）	県内市町村（50％）	
R5	福島県（50％）	県内市町村（50％）	
	—	南アルプス市（100％）	
	愛媛県（50％）	県内市町村（50％）	※7月開始
	長野県（50％）	県内市町村（50％）	※10月開始予定
	山梨県（50％）	県内市町村（50％）	※10月開始予定

(地域数 24)

#7119（救急安心センター事業）の本県での実施に向けた方針

項目	方針
事業内容	①救急電話相談 ②医療機関案内
実施主体	県
実施方法	民間コールセンター委託（遠隔型）
相談対応	24時間365日
負担割合	県 1／2 市町 1／2
（市町の負担割合）	人口割で按分
（地方財政措置）	県又は市町の負担のうち、1／2を特別交付税で措置（R3～R5） ※消防庁によるとR6以降も継続したいとのこと
見積額	A社 30,300千円／年 B社 36,575千円／年
実施時期	令和6年度から開始
委託期間	当初の委託は単年度とし、実施状況を検証したうえで、必要に応じて見直しを行う。

※負担金の考え方については、次ページのとおり。

県と市町との負担割合

○県1／2、市町1／2

- ・ #7119事業は、消防と医療が連携して、救急医療相談と医療機関案内を行う電話相談事業である。
- ・ 運営費に係る国の財政措置は、H21年度からR2年度までは、市町村に対し普通交付税が措置されてきたが、R3年度からは、都道府県又は市町村の負担に対し特別交付税が措置されている。
- ・ 消防業務は市町の業務であり、消防庁通知においても「都道府県と市町村とが負担を分かち合い、共同して実施する」パターンの推奨が示されている。

各市町の負担割合

○人口割を採用

- ・ #7119の相談件数は、潜在的には、人口に比例する。
- ・ 委託業務の内容が電話相談への対応のみであり、市町ごとに発生する業務や、保有する救急車両に応じて発生する業務などは存在しない。

各市町の負担金

- ・ 参考見積により、別表のとおり、負担額の仮試算を各市町に提示。
- ・ 国の特別交付税措置（1／2）を付記。

導入済み地域の状況（別紙「#7119実施団体の状況」参照）

- ・ 都道府県のみ負担5地域、市町村のみ負担8地域、都道府県と市町村の共同負担9地域
※都道府県のみ負担は、先行導入したH19東京、H21奈良、及びH28福岡、H29埼玉、H30茨城で、以降はなし。
- ・ 市町負担の事例として、京都府提供資料を添付。

#7119運営費負担額の仮試算

				A 社			B 社		
団体名	人口（人） ※R2国勢調査	県人口に占める割合	負担割合	1年	委託料＝30,300千円		1年	委託料＝36,575千円	
				負担額 (千円) ①	交付税措置 (千円) ②	実質負担額 (千円) ①－②	負担額 (千円) ①	交付税措置 (千円) ②	実質負担額 (千円) ①－②
長 崎 県	1,312,317	100.0%	50.0%	15,150	7,575	7,575	18,288	9,144	9,144
長 崎 市	409,118	31.2%	15.6%	4,723	2,362	2,362	5,701	2,851	2,851
佐世保市	243,223	18.5%	9.3%	2,808	1,404	1,404	3,389	1,695	1,695
島 原 市	43,338	3.3%	1.7%	500	250	250	604	302	302
諫 早 市	133,852	10.2%	5.1%	1,545	773	773	1,865	933	933
大 村 市	95,397	7.3%	3.6%	1,101	551	551	1,329	665	665
平 戸 市	29,365	2.2%	1.1%	339	170	170	409	205	205
松 浦 市	21,271	1.6%	0.8%	246	123	123	296	148	148
対 馬 市	28,502	2.2%	1.1%	329	165	165	397	199	199
壱 岐 市	24,948	1.9%	1.0%	288	144	144	348	174	174
五 島 市	34,391	2.6%	1.3%	397	199	199	479	240	240
西 海 市	26,275	2.0%	1.0%	303	152	152	366	183	183
雲 仙 市	41,096	3.1%	1.6%	474	237	237	573	286	286
南島原市	42,330	3.2%	1.6%	489	244	244	590	295	295
長 与 町	40,780	3.1%	1.6%	471	235	235	568	284	284
時 津 町	29,339	2.2%	1.1%	339	169	169	409	204	204
東彼杵町	7,721	0.6%	0.3%	89	45	45	108	54	54
川 棚 町	13,377	1.0%	0.5%	154	77	77	186	93	93
波佐見町	14,291	1.1%	0.5%	165	82	82	199	100	100
小値賀町	2,288	0.2%	0.1%	26	13	13	32	16	16
佐 々 町	13,912	1.1%	0.5%	161	80	80	194	97	97
新上五島町	17,503	1.3%	0.7%	202	101	101	244	122	122
				30,300	15,150	15,150	36,575	18,288	18,288

令和5年度救急安心センターきょうと運営協議会補正予算（案）

令和5年4月1日時点

（単位：千円）

区分	事項	R5当初	R5補正	R5補正後	対前年度比
歳入	負担金（京都府）	20,000	-	20,000	100.0%
	負担金（市町村）	76,634	▲46,046	30,588	113.4%
	前年度繰越金	12,576	1,751	14,327	113.9%
	歳入計	109,210	▲44,295	64,915	109.0%
歳出	委託料	95,634	▲46,046	49,588	110.3%
	回線使用料等	1,000	-	1,000	50.0%
	広報費	6,000	-	6,000	100.0%
	歳出計	102,634	▲46,046	56,588	106.8%
歳入歳出差引額（翌年度繰越額）		6,576	1,751	8,327	126.6%

<府内消防本部（局）負担額内訳>

消防本部（局）	構成市町村	人口（人）	人口割合	人口割合（％）	負担額
京都市		1,463,723	0.567755471	56.78%	17,367
福知山市		77,306	0.029985800	3.00%	917
舞鶴市		80,336	0.031161090	3.12%	953
綾部市		31,846	0.012352570	1.24%	378
宇治市		179,630	0.069675694	6.97%	2,131
城陽市		74,607	0.028938899	2.89%	885
八幡市		70,433	0.027319869	2.73%	836
京田辺市		90,070	0.034936757	3.49%	1,069
	京田辺市	73,753	0.028607646	2.86%	875
	井手町	7,406	0.002872673	0.29%	88
	宇治田原町	8,911	0.003456439	0.35%	106
京丹後市		50,860	0.019727806	1.97%	604
久御山町		15,250	0.005915239	0.59%	181
精華町		36,198	0.014040643	1.40%	430
相楽中部消防組合		84,920	0.032939152	3.29%	1,007
	木津川市	77,907	0.030218918	3.02%	924
	笠置町	1,144	0.000443740	0.04%	14
	和束町	3,478	0.001349062	0.13%	41
	南山城村	2,391	0.000927432	0.09%	28
宮津与謝消防組合		38,778	0.015041385	1.50%	460
	宮津市	16,758	0.006500169	0.65%	199
	伊根町	1,928	0.000747841	0.07%	23
	与謝野町	20,092	0.007793375	0.78%	238
京都中部広域消防組合		130,710	0.050700384	5.07%	1,550
	亀岡市	86,174	0.033425559	3.34%	1,022
	南丹市	31,629	0.012268399	1.23%	375
	京丹波町	12,907	0.005006425	0.50%	153
乙訓消防組合		153,420	0.059509241	5.95%	1,820
	向日市	56,859	0.022054725	2.21%	675
	長岡京市	80,608	0.031266594	3.13%	956
	大山崎町	15,953	0.006187922	0.62%	189
集計		2,578,087	1	100%	30,588

備考 1 人口は、令和2年国勢調査の人口を使用

2 負担額については、【府内市町村総負担額×（管内人口）／（総人口）】で計算

3 府内消防本部（局）負担額内訳における斜字体部分については、参考として記載

（実施団体の例）
京都府提供資料「令和5年度救急安心センターきょうと運営協議会補正予算（案）」

- ・ 京都府の場合、府が20,000千円（固定）を負担し、残額を各市町村が人口割で按分。
- ・ R5年度の市町負担金の額は、30,588千円。

1. 国の動き

平成21年度	消防庁がモデル事業を愛知県、奈良県、大阪市で実施
平成22年度	消防庁がモデル事業効果分析
平成23年度～	消防庁が電話相談プロトコルを策定、以後適宜改定
平成28年度～	未導入自治体に、消防庁職員が訪問し、説明や協議を行う。
平成29年度	消防庁が救急安心センター事業普及促進アドバイザー制度の開始 消防防災施設整備費補助金について、相談窓口を消防機関以外に設ける場合も対象に。
令和3年度	#7119事業の運営経費について、都道府県または市町村の負担に対し、措置率0.5の特別交付税措置（R3～R5）※消防庁によるとR6以降も継続したいとのこと

2. 県の動き

令和元年度	消防本部との意見交換。県医師会からの意見聴取、県メディカルコントロール協議会での意見交換 市町消防、医療部局の導入に向けたアンケート調査（1回目） <u>「導入に賛成」「運営方法、費用負担次第で賛成」が消防40.0%、医療部局38.1%</u> ※このあと、救急搬送件数が減少傾向に（H30：68,723件、R1：67,429件、R2：63,057件）
令和3年度	国の地方財政措置の見直し 市町消防、医療部局の導入に向けたアンケート調査（2回目） <u>「導入に賛成」「運営方法、費用負担次第で賛成」が消防60.0%、医療部局71.4%</u> 市町消防、医療部局との研究会 消防庁アドバイザー派遣 関係事業者の見積収集
令和4年度	2月「#7119（救急安心センター事業）に関する検討会」を開催（市町消防・医療部局、県） 事業実施にむけた検討案や参考見積による運営費負担額の試算を提示 各市町に対し、導入に向けた意向調査を依頼
令和5年度	5月 意向調査結果： <u>「参加したい」8市町、「見合わせたい」4市町、「その他」9市町</u> 7月 導入に向けた検討会（第1回） ⇒ワーキンググループによる協議（3回開催） 8月 導入に向けた検討会（第2回） ※WGの検討結果を説明し、参加の最終意思決定を依頼

#7119の事業実施効果

① 救急車の適時・適切な利用(適正利用)

- 軽症者の割合の減少効果が期待できる。
- 不急の救急出動の抑制効果が期待できる。
- 潜在的な重症者を発見し救護できる。

軽症率の推移

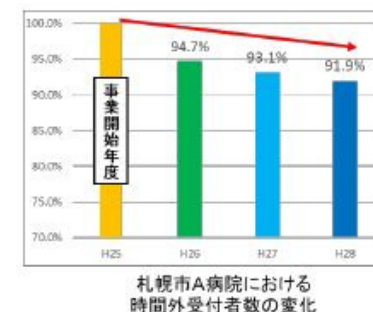
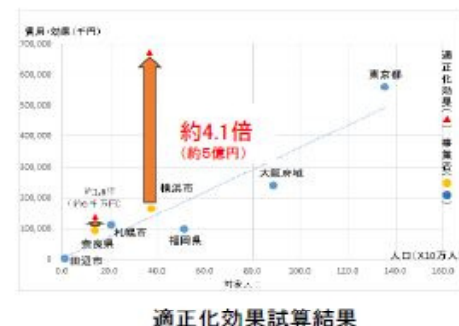


救急出動件数の抑制効果



② 救急医療機関の受診の適正化

- 医療費適正化効果として大きな効果が見込まれる。
また、規模が大きくなるほど、大きな効果が期待できる。
- 医療機関における時間外受診者数の減少効果
(札幌市A病院)
平成25年と比較し、毎年時間外受診者が減少



③ 住民への安心・安全の提供

- 令和4年度に大阪市消防局が実施したアンケートでは、
利用者の約9割が「大変役に立った」、「ある程度役に立った」と回答



④ 時代の変化への的確な対応

- 人生100年時代に向けたリスクの高い高齢者の増加への対応や、地方の深刻な過疎化への対策
- 地域の救急搬送・救急医療の担い手不足への対応

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策

- 感染のリスクとなる不必要な外来受診・外出の抑制による重症化防止
- 新たな感染症への対応なども含め、受け皿としての相談窓口

- 従来、「①救急車の適時・適切な利用(適正利用)」、「②救急医療機関の受診の適正化」、「③住民への安心・安全の提供」の3点を事業効果として認識。
- 新たに、「④時代の変化への適切な対応」、「⑤新型コロナウイルス感染症対策」という観点について、本事業の効果を確認。

①救急車の適時・適切な利用（適正利用）

- ・都市部の消防圏（長崎、佐世保など）では搬送困難事例が生じており、不要不急の救急要請を抑制する効果がある。
- ・本県は救急搬送における軽症者の割合が他県に比べて低く、軽症者の割合の減少効果は実感しにくい。
- ・一方で、軽症者の割合が低いことは、救急要請をためらう傾向が高いと言え、こうした地域では、#7119の導入による「潜在的重症者の発見・救護」の効果は都市部より高くなる。（⇒住民の安心・安全の提供にもつながる。）

②救急医療機関の利用の適正化

- ・時間外の受付や問い合わせによる救急医療機関の負担が課題となっており、県内の救急医療機関から、#7119の早期導入を求める強い要請があっている。
- ・離島で救急医療を担う病院企業団病院に確認したところでも、救急搬送以外に、時間外の来院や電話問い合わせの負担が重く、#7119の導入により利用の適正化が期待されるとのこと。

③住民への安心・安全の提供

- ・#7119の導入効果として顕著なのが、住民への安心・安全の提供に対する高い評価であり、これは、地域性に関係なく期待される効果である。
- ・特に、医療資源の少ない地域にあっては、看護師や医師に気軽に相談できる#7119の導入効果が期待される。
- ・#7119の全国人口カバー率は5割を超えており、導入済み都道府県も令和5年度中に過半数となる見込み。

消防庁公表資料「#7119実施に係る基本情報」

※消防庁HPの掲載資料から一部抜粋

資料1-3

【県内全域で実施】

地域	開始年	地域人口 (万人) ①	相談件数 (R4) ②	人口比率 ②/①	民間委託		R4運営費 (千円)	備考
					常設	遠隔		
東京都	H19	1,402	439,507	3.1%	(直営)		645,094	
大阪府	H21	884	316,652	3.6%	○		262,711	
奈良県	H21	132	76,160	5.8%	○		128,295	
福岡県	H28	514	67,814	1.3%	○		95,000	
埼玉県	H29	734	232,658	3.2%	○		240,362	
宮城県	H29	230	17,117	0.7%		○	19,455	
新潟県	H29	220	6,141	0.3%		○	6,051	
鳥取県	H30	55	1,302	0.2%		○	1,386	
茨城県	H30	287	55,719	1.9%		○	8,749	
山口県	R1	116	11,876	1.0%		○	18,794	
徳島県	R1	72	3,121	0.4%		○	4,777	
京都府	R2	258	40,484	1.6%		○	45,904	
高知県	R4	69	14,945	2.2%		○	8,108	
福島県	R5	183	-	-		○	-	
愛媛県	R5	134	-	-		○	-	消防庁資料未掲載
15								

【県内の一部地域のみで実施】

地域	開始年	地域人口 (万人) ①	相談件数 (R4) ②	人口比率 ②/①	民間委託		R4運営費 (千円)	備考
					常設	遠隔		
田辺市周辺	H24	9	4,566	5.1%		○	3,168	
札幌市周辺	H25	207	332,335	16.1%	○		125,204	相談件数に別事業を含む
横浜市	H27	378	313,017	8.3%	○		229,249	
神戸市周辺	H29	162	131,346	8.1%	○		99,248	
広島市周辺	H30	215	67,997	3.2%	○		95,000	
岐阜市周辺	R3	54	7,246	1.3%		○	8,698	
南アルプス市	R5	7	-	-		○	-	
7								

【参考】長崎県の想定状況

長崎県	-	131	約20,000	約1.5%		○	30,300	※金額は参考見積額
-----	---	-----	---------	-------	--	---	--------	-----------

資料1-4

令和5年10月20日 長崎県消防保安室

負担金等適正化委員会に係る関係資料の提出について（回答）

ご依頼のあった標記について、下記のとおり回答いたします。

記

- 事業に参加する市町の負担金額について、全市町が参加しない場合でも、現在の金額から変更（増額）されることは本当はないのか。負担金額が変わらない理由・仕組みを改めて教えてほしい。
- 例えば、当事業はコールセンターを設置し、職員を配置のうえ実施されるが、参加自治体の数が減っても、配置職員の人件費など全体の運営費は一定発生するため、その経費を負担するとなると、参加自治体が不参加自治体分の金額を負担することになるのではないか。その分は県が負担するのか。
- 現在お示ししている負担金額は、本県全人口をカバー人口として事業者が算出した参考見積額です。事業者を確認したところ、他県での実施状況を参考にカバー人口あたりの経費を算出しており、カバー人口が変動すれば、人口比により経費の総額は変動しますが、人口あたりの経費は変わらないとのことです。
- 仮に、一部の市町が不参加となりカバー人口が減少した場合の経費は、現在お示ししている経費を人口比により再計算した額となり、経費の総額は減少しますが、人口割により算出する各市町の負担金額は、全市町参加の場合と変わりません。

（計算例）C市が不参加となる場合（人口25万⇒20万、総額1000万⇒800万）

	人口	比率	負担金			人口	比率	負担金
計	25万人	100%	1000万円	⇒	計	20万人	100%	800万円
A市	12万人	48%	480万円		A市	12万人	60%	480万円
B市	8万人	32%	320万円		B市	8万人	40%	320万円
C市	5万人	20%	200万円		C市	—	—	—

○また、コールセンターの配置職員の人件費等が一定発生するのではないかとのご指摘について、委託先として想定している事業者は、いずれも、すでに他県の事業を運営しているコールセンターに本県の業務を追加するものであり、新たにコールセンターを設置するものではないため、カバー人口に応じた経費負担での対応となります。

○なお、現在お示ししているのは予算上の見積額であり、実際に負担いただく額は、契約手続きにより確定した委託金額によりお示しすることになります。

●電話局の範囲で通報の可否が決まるとの話だが、仮に隣接する市町が不参加となった場合、その影響で参加の市町内の一部地域から通報できないとなると、ある市町では通報可能な人口は減少するのに、負担金額は変わらないということになるのではないか。

○#7119 は、特定の固定番号（10 桁）に接続するための「#短縮ダイヤルサービス」となり、固定番号を直接ダイヤルしてもサービスを利用することができます。

（参考）福岡県の例：#7119 又は 092-471-0099

○「#短縮ダイヤルサービス」は、「単位料金区域」に基づき実施されますが、単位料金区域が都道府県や市町村の境界と一致していない場合があります。（長崎県内には 11 の単位料金区域があります。）

（参考）県内の単位料金区域の例

- ・「諫早」：諫早市、大村市、雲仙市吾妻町・愛野町・千々石町、東彼杵町
- ・「島原」：島原市、雲仙市国見町・瑞穂町・小浜町・南串山町、南島原市

○仮に、単位料金区域内の一部の市町のみが#7119 に参加する場合、当該単位料金区域では#短縮番号が利用できませんので、#7119 と同時に案内する固定番号にダイヤルして、#7119 のサービスを利用いただくことになります。

〔新規〕第 74 回全国都市教育長協議会定期総会並びに 研究大会長崎大会開催県都市負担金について（概要）

1 負担金名等

第 74 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会開催県都市負担金

2 大会概要

本大会は、全国都市の連携を密にし、相協力して民主的な教育行政の進展を図り、我が国の教育向上に尽くすことを目的として開催する。全国 8 ブロックが持ち回りにより毎年 5 月に開催。参加予定者約 600 名。

- 主 催 全国都市教育長協議会（全国 8 ブロック、会員 805 市）
- 日 時 令和 6 年 5 月 9 日（木）～ 10 日（金）
- 場 所 長崎市（出島メッセ長崎）
- 事業費 15, 710 千円（うち、2, 200 千円を県内各市で負担することを想定）
- 参 考 R2, R3 実施なし、R4 中国ブロック（山口市）、R5 北海道ブロック（帯広市）

3 大会開催に向けた負担額検討経緯

◎第 1 回実行委員会 開催

- ・日 時 令和 5 年 4 月 20 日（木）
- ・出席者 県内 13 市教育長、事務局
- ・内 容 大会収支予算案説明の中で、長崎県各都市負担金額、各市負担割合等については、今後長崎県市長会負担金等適正化委員会に諮り、審議される旨説明。特に意見等なし。

◎第 2 回実行委員会 開催

- ・日 時 令和 5 年 7 月 27 日（木）
- ・出席者 県内 13 市教育長（1 市代理）、事務局
- ・内 容 長崎県市長会負担金等適正化委員会審議に係るスケジュール、各市負担割合、額の事務局案を提示。特に意見等なし。

◎第 3 回実行委員会 ※開催予定

- ・日 時 令和 5 年 11 月 14 日（火）、15 日（水）

4 負担金額（案）

(1) 長崎県内各都市の負担金額

科目	予算額
1 本部負担金	5,000,000
2 九州ブロック各都市負担金	2,910,000
3 出席者負担金	5,300,000
4 長崎市負担金	1,100,000
5 長崎県各都市負担金	1,100,000
6 長崎県補助金	300,000
合計	15,710,000

事業費のうち、本部負担金等だけでは賄いきれない「2,200 千円」を開催市である長崎市が 1/2、残りの 1/2 を長崎市を除く 12 市で負担するもの

(2) 長崎市を除く 12 市の負担金額

※長崎県市長会負担金等適正化委員会が示す、市間持ち回り開催の大会等にかかる「原則、開催地が 50%負担し、残りを均等割 30%人口割 70%により分担する」という考え方をベースにしつつ、人口割を児童生徒数割（公立小中学校に限る）に変更して算出。

※児童生徒数割は、令和 4 年度長崎県学校別児童・生徒数等（R4. 5. 1 現在）を基に算出。

		開催市 負担額	均等割 (30%)	児童生徒数割 (70%)	各市 負担金額
開催市	長崎市	1,100,000	－	－	1,100,000
各市	佐世保市	－	27,500	242,000	269,500
	島原市	－	27,500	44,000	71,500
	諫早市	－	27,500	137,000	164,500
	大村市	－	27,500	118,000	145,500
	平戸市	－	27,500	27,000	54,500
	松浦市	－	27,500	22,000	49,500
	対馬市	－	27,500	26,000	53,500
	壱岐市	－	27,500	26,000	53,500
	五島市	－	27,500	29,000	56,500
	西海市	－	27,500	22,000	49,500
	雲仙市	－	27,500	39,000	66,500
	南島原市	－	27,500	38,000	65,500
合 計		1,100,000	330,000	770,000	2,200,000

【参考資料】

- (1) 長崎市教育委員会からの依頼文【資料 2-1】
- (2) 第 74 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会について【資料 2-2】
- (3) 長崎県内各市負担金について【資料 2-3】
- (4) 過去開催市収支予算【資料 2-4】
- (5) 大会収支予算案【資料 2-5】
- (6) 全国都市教育長協議会規約及び大会関係規約等【資料 2-6】
- (7) 長崎県市長会からの疑義事項【資料 2-7】

資料2-1

長教総第 202 号

令和 5 年 9 月 11 日

長崎県市長会事務局

事務局長 野副 智子 様

長崎市教育委員会

教育長 橋田 慶信

長崎県市長会負担金等適正化委員会への諮問について（依頼）

このことについて、令和 6 年 5 月 9、10 日に長崎市において、「第 74 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会」を開催する予定としております。本大会は、全国から約 600 名の教育長が集まり、教育情報の交換や研究発表などを通して、相互の教育行政の進展や教育向上を目的として開催しております。

本大会の実施にあたっては、これまでも本部負担金や参加者負担金、開催市負担金等を財源として開催しており、長崎大会においても開催規模などから、経費負担が大きくなるため、本県 13 市においてその経費の一部を負担したいと考えております。

つきましては、開催県各都市負担金について、次のとおり長崎県市長会負担金等適正化委員会へ諮問いたします。

- 1 第 74 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会概要 …… 資料 1
- 2 開催県各都市負担金（案） …… 資料 2
- 3 過去開催市収支予算 …… 資料 3
- 4 収支予算案（長崎大会） …… 資料 4
- 5 関連資料 …… 資料 5～資料 8

〔担当〕

☎850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号

長崎市教育委員会総務課総務係 安田

TEL 095-829-1191/FAX 095-829-1297

E-mail yasuda_sachie@city.nagasaki.lg.jp

第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会について

1 全国都市教育長協議会について

【目的】全国都市の連絡を緊密にし、相協力して民主的な教育行政の進展を図り、わが国の教育向上に尽くすことを目的とする。

【事業】(1)教育情報の交換

(2)教育行政ならびに財政に関する調査研究

(3)国会ならびに関係行政庁に対する連絡請願または陳情

(4)その他本会の目的を達成するに必要な事項

【組織】全国都市（特別区を含む）教育長をもって会員※とする。

※全国8ブロック、会員805市（区）（令和5年4月現在）

【教育研究部会】本会の目的を達成するため、3つの教育研究部会を置き、調査研究を行う。

(1)第1部会：教育行政

(2)第2部会：学校教育

(3)第3部会：生涯学習

2 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会

全国8ブロックが持ち回りにより毎年5月に開催。令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施されなかった。令和4年度は山口県山口市（中国ブロック）、令和5年度は北海道帯広市（北海道ブロック）で開催。

令和6年度に長崎県長崎市（九州ブロック）において開催予定。参加者約600人を想定。

3 大会概要（案）

- | | |
|---------|---|
| (1)開催時期 | 令和6年5月9日（木）～10日（金） |
| (2)開催場所 | 出島メッセ長崎 |
| (3)主 催 | 全国都市教育長協議会
第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会実行委員会 |
| (4)後 援 | 文部科学省、長崎県教育委員会、長崎市 |
| (5)日 程 | <p>【1日目】5月9日（木）</p> <p>①開会式、②議事、③文部科学省講話
④教育研究部会（3部会で文科省行政説明、事例発表）
⑤アトラクション</p> <p>【2日目】5月10日（金）</p> <p>①分野別研究発表（3分野で事例発表）、②特別委員会報告
③閉会式、④視察研修（県内3コースを予定）</p> |

長崎県内各市負担金について

1 長崎県内各市負担金について

「本部負担金」「九州ブロック各市都市負担金」に加え、「長崎県補助金」「出席者負担金」で賄いきれない部分 2,200 千円について、長崎県内各市での費用負担を考えている。長崎県内各市の負担割合については、まず負担金の半分の 1,100 千円を開催地である長崎市が負担し、もう半分について、長崎市を除く 12 市で負担をお願いしたい。12 市の負担割合については、長崎県市長会負担金等適正化委員会が示している「負担金の基本的な考え方」に基づき算出している。

2 負担額一覧表

	都市名	対象人口（人）	負担金額（円）		
1	長崎市		1,100,000		
	都市名	対象人口（人）	負担金額（円）		
			均等割 30%	人口割 70%	合計
2	佐世保市	237,771	27,500	243,000	270,500
3	諫早市	132,590	27,500	136,000	163,500
4	大村市	96,264	27,500	98,000	125,500
5	壱岐市	24,059	27,500	25,000	52,500
6	雲仙市	40,262	27,500	41,000	68,500
7	五島市	35,257	27,500	36,000	63,500
8	松浦市	20,562	27,500	21,000	48,500
9	島原市	42,165	27,500	43,000	70,500
10	南島原市	42,330	27,500	43,000	70,500
11	平戸市	28,429	27,500	29,000	56,500
12	西海市	25,700	27,500	26,000	53,500
13	対馬市	28,408	27,500	29,000	56,500
		753,797	330,000	770,000	1,100,000

【第74回長崎大会】				【第73回帯広大会】		【第72回山口大会】	
【収入】	科目	予算額	内訳	予算額	備考	予算額	備考
	1本部負担金	5,000,000		4,000,000		6,000,000	
	2ブロック各都市負担金	2,910,000	116市（長崎県内13市を除く）※人口割	4,590,000	35市※（北海道各都市人口割）	1,600,000	40,000円×40市（山口県内13市を除く）
	3開催県各都市負担金	1,100,000		0	なし（北海道都市負担金に含まれる）	1,200,000	100,000円×12市（山口市を除く）
	4出席者負担金	5,300,000	情報交換会（8千円×100名）総会（7千円×600名）視察（1千円×300名）	5,100,000	視察1千円×200名で算出	4,130,000	視察分計上なし
	5開催県補助金	300,000		300,000	北海道負担金	300,000	山口県負担金
	6開催市市負担金	1,100,000		940,000	帯広市負担金	1,000,000	山口市負担金
	合計	15,710,000		14,930,000		14,230,000	
【支出】	科目	予算額	内訳	予算額	内訳	予算額	内訳
	1旅費	642,000	第73回帯広大会視察及び次回開催市引継等	450,000	第72回山口大会視察及び次回開催市引継等	380,000	次回開催市引継等
	2報償費	0		0	委託料に含む	400,000	講師、アトラクション謝礼金
	3需用費	380,000	事務局用消耗品、印刷製本費	250,000	事務局用消耗品	200,000	事務局用消耗品
	4役務費	188,000	郵便料、振込手数料	100,000	郵便料、振込手数料	150,000	郵便料、振込手数料
	5委託料	14,500,000	大会運営等業務委託	13,826,000	大会運営等業務委託	12,500,000	大会運営等業務委託
	6予備費	0		244,000		100,000	
	7使用料及び賃借料	0		30,000	高速道路利用料等	0	高速道路利用料等
	8負担金	0		30,000	第72回山口大会参加負担金	0	第72回山口大会参加負担金
	9賃金	0		0		500,000	事務補助職員賃金1人×3月分
	合計	15,710,000		14,930,000		14,230,000	

資料2-4

資料3

【第71回富山大会】				【第70回一関大会】		【第69回奈良大会】	
【収入】	科目	予算額	内訳	予算額	備考	予算額	備考
	1本部負担金	3,500,000		3,500,000		3,500,000	
	2ブロック各都市負担金	6,060,942	各都市負担金4,220,000円ブロック積立金1,840,942円	1,575,000	25,000円×63市（岩手県内14市を除く）	2,375,000	25,000円×95市（奈良県を除く）
	3開催県各都市負担金	0	ブロック各都市負担金に含まれる	1,040,000	80,000円×13市（一関市を除く）	1,700,000	奈良県都市教育長協議会にて積立金あり
	4出席者負担金	4,550,000	理事会150名、総会500名（視察は計上なし）	4,130,000	理事会90名、総会500名（視察は計上なし）	4,760,000	理事会80名、総会600名（視察は計上なし）
	①理事会負担金	700,000	情報交換会7千円×100名	700,000	情報交換会7千円×100名	630,000	情報交換会7千円×90名
	②総会負担金	4,200,000	総会7千円×600名	4,200,000	総会7千円×600名	3,500,000	総会7千円×500名
	③視察負担金	300,000	視察1千円×300名	200,000	視察1千円×200名	0	計上なし
	5開催県補助金	300,000		300,000	岩手県補助金	300,000	奈良県負担金
	6開催市市負担金	220,000		1,000,000	一関市負担金	300,000	奈良市負担金
	合計	14,630,942		11,545,000		12,935,000	
【支出】	科目	予算額	内訳	予算額	内訳	予算額	内訳
	1旅費	500,000	第73回帯広大会視察及び次回開催市引継等	500,000	第72回山口大会視察及び次回開催市引継等	500,000	次回開催市引継等
	2報償費	500,000	アトラクション謝礼金	300,000	アトラクション謝礼金	1,000,000	記念講演講師謝礼ほか
	3需用費	300,000	事務局用消耗品	6,000,000	消耗品費、食糧費、印刷製本費	500,000	事務局用消耗品
	4役務費	300,000	郵便料、振込手数料	700,000	郵便料、振込手数料	70,000	郵便料、振込手数料
	5委託料	12,000,000	大会運営等業務委託	3,400,000	大会運営等業務委託	9,945,000	大会運営等業務委託
	6予備費	160,942		31,000		50,000	
	7使用料及び賃借料	0		200,000	理事会会場借上料、研修視察施設入場料	0	
	8負担金	30,000	第70回一関大会参加負担金	0		30,000	第68回徳島大会参加負担金
	9賃金	840,000	事務補助職員賃金1人×6月	414,000	事務補助職員賃金1人×3月	840,000	事務補助職員賃金1人×6月分
	合計	14,630,942		11,545,000		12,935,000	

	H 2 6 鹿児島大会(案)	
	金額	内訳
全国都市教育長協議会本部負担金	3,500,000	
ブロック各都市負担金	960,000	96市 九州ブロック
県各都市負担金	1,800,000	¥100,000×18市
出席者負担金（理事会）	420,000	¥7,000×60人
出席者負担金（総会）	3,150,000	¥7,000×450人
開催県補助金	300,000	
開催市補助金	1,000,000	
	500,000	九州都市教育長協議会 九州大会
計	11,630,000	
	金額	内訳
旅費	600,000	視察及び次回開催市引継ぎ
報償費	－	事務局用消耗品、食糧費
消耗品費	300,000	本大会運営全般
食糧費	－	
印刷製本費	－	
役務費	－	
委託料	10,000,000	
使用料及び賃借料	300,000	
賃金	300,000	
予備費		
計	11,500,000	

資料2-5

資料 4

第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会 収支予算（案）

【収入の部】

科目	予算額	内訳
1 本部負担金	5,000,000	
2 九州ブロック各都市負担金	2,910,000	116市（長崎県内13市を除く） ※人口割
3 出席者負担金	5,300,000	
①理事会負担金	800,000	情報交換会8千円×100名
②総会負担金	4,200,000	総会7千円×600名
③視察負担金	300,000	視察1千円×300名
4 長崎県各都市負担金	1,100,000	
5 長崎市負担金	1,100,000	
6 長崎県補助金	300,000	
合計	15,710,000	

【支出の部】

科目	予算額	内訳
1 旅費	642,000	第73回帯広大会視察及び次回開催市引継等
2 需用費	380,000	事務局用消耗品
3 役務費	188,000	郵便料、振込手数料
4 委託料	14,500,000	大会運営等業務委託 （アトラクション報酬含む）
合計	15,710,000	

全国都市教育長協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、全国都市教育長協議会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、全国都市（特別区を含む）教育長をもって会員とする。

(目 的)

第3条 本会は、全国都市（特別区を含む）の連絡を緊密にし、相協力して民主的な教育行政の進展を図り、わが国の教育向上に尽くすことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育情報の交換
- (2) 教育行政ならびに財政に関する調査研究
- (3) 教育内容に関する調査研究
- (4) 国会ならびに関係行政庁に対する連絡請願または陳情
- (5) その他本会の目的を達成するに必要な事項

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	8 名
理 事	若干名（内常任理事若干名）
監 事	3 名

(役員に選出)

第6条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、総会において会員中より選出する。ただし監事が年度内に退任、または事故等により1名となった場合は、この規定にかかわらず、当該監事の後任教育長が残任期間監事の任務を行うものとする。
- (2) 理事は、会長が各都道府県ならびに特別区から別項により推薦されたものを委嘱する。
- (3) 常任理事は、理事の互選によって定める。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、またはかけたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の重要事項を審議する。
- (4) 常任理事は、理事会から委任された事項を審議する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、多年に亘り本役員として貢献し退職した者の中から、理事会の推薦により総会で決定する。

(専門委員)

第10条 本会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、主として教育に関する学識経験者の中から、会長が委嘱する。

3 専門委員は、第12条に定める教育研究部会に属し、調査研究に協力する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会および理事会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、予算、決算、規約の改正および本会の目的達成のため、重要な事項を審議する。

4 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会から委任された事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 前各号のほか、会長が必要と認めた事項

5 理事会は、緊急やむを得ない事由がある場合に限り、総会にかわり、第3項の事項を決定することができる。この場合は、次期総会において承認を得るものとする。

(教育研究部会)

第12条 本会の目的を達成するために、次の教育研究部会（以下「部会」という。）を置き、調査研究を行う。

第1部会 主として教育行財政に関する事項

第2部会 主として学校教育に関する事項

第3部会 主として生涯学習に関する事項

(部会の構成)

第13条 部会の構成員は、会長が理事会にはかって決定し、部会に部会長1名、副部会長2名を置く。

2 部会長および副部会長は、理事会の同意を得て会長が指名し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会長は、調査研究を推進するため、当該部会を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または、欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第14条 本会の事務処理のため、全国都市教育長協議会事務局を置く。

(会計)

第 15 条 本会の経費は、会員都市（特別区を含む）の会費およびその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 本会の会計事務に関する必要な事項は、会長がこれを定める。

（規約改正）

第 18 条 この規約は、総会において 3 分の 2 以上の賛成を得なければ改正することができない。

（雑 則）

第 19 条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規約は、昭和 28 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 38 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 40 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 46 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 47 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 5 月 26 日から施行する。（第 6 条第 1 号改正）

附 則

この規約は、平成 9 年 5 月 22 日から施行する。（第 12 条の第 3・第 4 部会の名称改正）

附 則

この規約は、平成 15 年 5 月 29 日から施行する。（第 12 条の教育研究部会の名称改正～第 1・第 2 部会の統合および第 3・第 4 部会名をそれぞれ繰り上げる。第 14 条の事務所の設置場所の変更～平成 15 年 12 月 1 日より）

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。（第 15 条改正）

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。（第 8 条、第 14 条、第 19 条改正）

全国都市教育長協議会

役員名簿

R05.07 現在

会 長	みやぐち かつし 宮口 克志	(富山県富山市)	理 事	すずき だだし 鈴木 忠吉	(千葉県浦安市)
副 会 長	たかはし まさあき 高橋 雅明	(北海道赤平市)	"	かすや てつや 粕谷 哲也	(千葉県君津市)
"	さとう こうや 佐藤 孝哉	(秋田県秋田市)	"	おくろ ひとし 小黒 仁史	(東京都大田区)
"	のざわ けいこ 野沢 恵子	(茨城県ひたちなか市)	"	やすま ひでしお 安間 英潮	(東京都八王子市)
"	たかもと のりひさ 高本 訓久	(愛知県豊川市)	"	いとう ふみやす 伊藤 文康	(神奈川県海老名市)
"	はしおだに ともや 箸尾谷 知也	(大阪府摂津市)	"	かなざわ としみち 金澤 俊道	(新潟県長岡市)
"	みよし まさあき 三好 雅章	(広島県福山市)	"	こばやし としひこ 小林 俊彦	(山梨県甲州市)
"	まえだ しょういち 前田 昌一	(愛媛県松山市)	"	まるやま よういち 丸山 陽一	(長野県長野市)
"	にしだ こういちろう 西田 幸一郎	(宮崎県宮崎市)	"	おくむら あつし 奥村 篤	(静岡県沼津市)
監 事	まつもと けんじ 松本 賢治	(徳島県徳島市)	"	はねだ あきお 羽田 明夫	(静岡県焼津市)
"	きしもと としたか 岸本 敏孝	(沖縄県名護市)	"	よしかわ ゆうじ 吉川 雄二	(福井県福井市)
"	いしかわ みつひこ 石川 貢彦	(千葉県東金市)	"	みずかわ かずひこ 水川 和彦	(岐阜県岐阜市)
常任理事	くろかわ じゅんじ 黒川 淳司	(北海道江別市)	"	かとう ひさし 加藤 壽志	(岐阜県各務原市)
"	おの よしあき 小野 義明	(福島県郡山市)	"	なかがわ のぶよし 中川 宣芳	(愛知県小牧市)
"	きむら しゅんじ 木村 俊二	(東京都西東京市)	"	なかた まさき 中田 雅喜	(三重県松阪市)
"	のぐち ひろし 野口 弘	(石川県金沢市)	"	にしむら たけし 西村 健	(滋賀県野洲市)
"	たぶち かずあき 田淵 和明	(大阪府池田市)	"	やまもと まさひろ 山本 雅弘	(京都府宮津市)
"	おぐら ひろゆき 小椋 博幸	(鳥取県倉吉市)	"	おがわ ひでゆき 小川 秀幸	(大阪府和泉市)
"	こやなぎ かずよ 小柳 和代	(香川県高松市)	"	しらはた まさる 白畑 優	(兵庫県尼崎市)
"	はらのその てつや 原之園 哲哉	(鹿児島県鹿児島市)	"	こみなみ かつみ 小南 克己	(兵庫県加古川市)
理 事	すずた こうせい 須々田 孝聖	(青森県平川市)	"	たにがき やすし 谷垣 康	(奈良県大和郡山市)
"	ただ ひでし 多田 英史	(岩手県盛岡市)	"	あがた ひろし 阿形 博司	(和歌山県和歌山市)
"	しこだ よしひろ 志小田 美弘	(宮城県東松島市)	"	ふじはら あきひこ 藤原 亮彦	(島根県松江市)
"	かなざわ ともや 金沢 智也	(山形県山形市)	"	にしな こう 仁科 康	(岡山県倉敷市)
"	もりた みつる 森田 充	(茨城県つくば市)	"	ふじもと たかはる 藤本 孝治	(山口県山口市)
"	くらもち としゆき 倉持 利之	(茨城県坂東市)	"	まつした せい 松下 整	(高知県高知市)
"	あおき ちづこ 青木 千津子	(栃木県栃木市)	"	いとう けいじ 伊藤 啓二	(福岡県大野城市)
"	たなか まさふみ 田中 政文	(群馬県藤岡市)	"	あきなが あきお 秋永 晃生	(福岡県小郡市)
"	こやなぎ みつはる 小柳 光春	(埼玉県深谷市)	"	なかむら ゆうじろう 中村 祐二郎	(佐賀県佐賀市)
"	かきぬま みつお 柿沼 光夫	(埼玉県久喜市)	"	はしだ よしのぶ 橋田 慶信	(長崎県長崎市)
"	しんぼ まさとし 新保 正俊	(埼玉県川越市)	"	おんこうじ いしろう 音光寺 以章	(熊本県菊池市)
"	いわた いずみ 岩田 泉	(埼玉県桶川市)	"	さとう みつよし 佐藤 光好	(大分県大分市)

第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 長崎大会実行委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 令和6年度に長崎市において開催される第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会（以下「長崎大会」という。）の成功を目指し、長崎県各都市の教育委員会が協力連携し、開催事務等を円滑に処理するため長崎大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実行委員会は、長崎県都市教育長協議会会員をもって組織する。

2 長崎県都市教育長協議会の教育長が改選されたとき、又はその任期中において欠けたときは、その後任として任命された者が、前任の者を引き継ぐものとする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- (1) 長崎大会の準備、開催、運営の基本計画に関すること。
- (2) 実施計画及び実施結果報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 各市の事務分担に関すること。
- (5) その他長崎大会の開催に関し、必要な事項に関すること。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
 - (4) 実行委員 若干名
- 2 会長は、長崎市教育委員会教育長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、長崎県都市教育長会副会長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、実行委員会の運営に努めるものとする。
- 6 監事は、長崎県都市教育長協議会会員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 7 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、実行委員会に報告することができる。
- 8 実行委員は、実行委員会を構成し、これを運営する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長を務める。

2 会議の議事は出席役員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があるときは、会議に実行委員会の役員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 実行委員会の庶務を司るため、長崎市教育委員会事務局に実行委員会事務局を置く。

(経費)

第7条 実行委員会の経費は、各種負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

(解散)

第8条 実行委員会は、その目的が達成されたときにこれを解散する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 長崎大会実行委員会事務局運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会実行委員会設置要綱（以下「実行委員会設置要綱」という。）第6条の規定に基づき設置する事務局（以下、「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 事務局は、実行委員会設置要綱第1条の目的を達成するため、実行委員会が行う事業に関する事務を処理する。

(職員)

第3条 事務局に、参与、事務局長、局次長及び書記を置く。

(職務等)

第4条 参与は、長崎市教育委員会事務局教育総務部長及び学校教育部長をもってこれに充て、会長の命を受けて事務局の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 事務局長は、長崎市教育委員会事務局教育総務部総務課長をもってこれに充て、参与を補佐する。

3 局次長は、長崎市教育委員会事務局教育総務部総務課課長補佐をもってこれに充て、事務局長を補佐する。

4 書記は、長崎市教育委員会事務局教育総務部総務課総務係長及び総務課総務係担当職員をもってこれに充て、事務局長及び局次長を補佐するとともに、事務局長及び局次長の命を受けて事務に従事する。

(所掌事務)

第5条 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 開催事務の執行及び関係団体との連絡調整に関すること。

(2) 予算及び決算事務に関すること。

(3) 庶務に関すること。

(4) その他参与が必要と認める事項

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、参与が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月5日から施行する。

第 7 4 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会実行委員会

【委員】

No	職	市	教育長氏名
1	会長	長崎市	橋田 慶信
2	副会長	佐世保市	陣内 康昭
3	監事	大村市	遠藤 雅己
4	監事	雲仙市	大津 善信
5	実行委員	島原市	堀口 達也
6	実行委員	諫早市	石部 邦昭
7	実行委員	平戸市	松永 靖
8	実行委員	松浦市	黒川 政信
9	実行委員	対馬市	中島 清志
1 0	実行委員	壱岐市	山口 千樹
1 1	実行委員	五島市	村上 富憲
1 2	実行委員	西海市	渡邊 久範
1 3	実行委員	南島原市	松本 弘明

長崎県市長会からの疑義事項

- 1 帯広大会では開催県都市負担金がなく、ブロック各都市負担金にまとめられているが、今回もブロック各都市負担金にまとめないのはなぜか。

〔回答〕北海道については、開催県とブロックが同じ北海道であるため、ブロック各都市負担金にまとめられている。

開催県各都市については、ブロック内各都市より多く費用負担する必要があるため、ブロック各都市負担金とは別に負担金を徴収するものである。これは、前回九州ブロックで開催した際も同じ取扱いとしている。

- 2 ブロック各都市負担金については、鹿児島市で開催した平成 26 年度と同様の算定方法で計上しているとのことであるが、平成 26 年度と現在とでは物価高騰などにより社会情勢も変わってきているため、算定方法を見直す必要があるのではないか。

〔回答〕物価高騰などにより大会運営の経費も増加傾向にあるため、年々、本部負担金が増額されることで補填されている。

- 3 本大会の開催については、事前にわかっていたのであれば、長崎県都市教育長協議会で積立をするなど検討しなかったのか。

〔回答〕長崎県都市教育長協議会において、令和元年 11 月に長崎市で開催することについて決定しているが、本協議会は例年、当年度の負担金で賄う会計としており、積立をするなどの議論は行っていない。

〔新規〕長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業負担金について（概要）

1 負担金名等

長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業負担金

2 趣旨

長崎県防災行政無線は、地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的に、県、市町等との間で防災情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い防災対策を万全に図るため設置されており、災害時にも回線の不通が起きないように、多重無線回線や衛星回線によって冗長化されている。

平成 19 年度に更新した衛星回線用の設備（第 2 世代）は、老朽化により故障が多発しており、第 2 世代での回線利用も令和 9 年度までに限られていることから、次世代（第 3 世代）の衛星回線に対応する設備への再整備を令和 4 年度から令和 5 年度にかけて実施している。

また、第 3 世代への再整備に伴い、これまで接続が認められていた J アラート（全国瞬時警報システム）の受信設備を衛星設備と分離する必要が新たに生じ、各市町が単独で工事するにはスケジュール的に困難であったことから、J アラート受信用アンテナの新設工事も併せて実施している。

これらの工事は「緊急防災・減災事業債」を活用しているため、各市町においては、県による工事完了後の令和 6 年度に、第 3 世代への再整備工事費（県：各市町＝1：1）と J アラート受信用アンテナの新設工事費（全額）を合算した金額を負担するものである。

3 経緯

- 令和元年 11 月から毎年 長崎県防災行政無線衛星系再整備事業の計画やスケジュールについて県が各市町・消防機関に説明会を実施
- 令和 3 年 9 月 県から各市町・消防機関に設備の設置について意向を確認
- 令和 4 年 1 月 県から各市町・消防機関に工事負担金の割合（5 割）について説明
- 令和 4 年 9 月 負担金等適正化委員会幹事会において、長崎県危機管理課から工事概要、負担割合及び負担金（概算金額）を報告
- 令和 5 年 1 月 消防庁から「第 3 世代の衛星設備と J アラートの受信設備は分離させ、J アラート専用受信設備の設置が望ましい」旨の通知
- 令和 5 年 2 月 県から各市町・消防機関に J アラート受信用アンテナの新設に関する説明、設備の整備についての意向確認
- 令和 5 年 8 月 県から各市町・消防機関に負担金額の通知

4 負担割合及び金額（案）

(1) 負担割合

「緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）」を活用するため、まず県が令和 5 年度までに各市町及び消防機関への整備を行い、その後、令和 6 年度のみ各市町が次の割合にてそれぞれの工事費を合算した金額を負担する。

○衛星設備工事費

各機関の工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた 5 割
各市町負担金合計：53,635 千円

○J アラート設備工事費

J アラート業務規程に「各機関の負担において受信設備を整備しなければならない」と定められているため、各機関の工事費から「緊急防災・減災事業債」の交付税措置分を差し引いた全額
各市町負担金合計：9,438 千円

(2) 負担金額

【単位：千円】

機関名	衛星設備工事 負担金 (5割負担)	Jアラート設備工事 負担金 (全額負担)	負担金合計	備考
長崎市	4,414	—	4,414	新設
佐世保市	1,613	488	2,101	
島原市	1,605	—	1,605	
諫早市	1,592	508	2,100	
大村市	1,524	480	2,004	
平戸市	1,582	521	2,103	
松浦市	1,559	535	2,094	
対馬市	1,514	644	2,158	
壱岐市	1,493	574	2,067	
五島市	4,158	569	4,727	新設
西海市	1,646	547	2,193	
雲仙市	1,736	486	2,222	
南島原市	1,541	515	2,056	
長与町	1,556	540	2,096	
時津町	1,551	—	1,551	
東彼杵町	1,518	453	1,971	
川棚町	1,572	441	2,013	
波佐見町	2,057	462	2,519	移設
小値賀町	1,470	583	2,053	
佐々町	1,504	507	2,011	
新上五島町	1,483	585	2,068	
長崎市消防局	1,605	—	1,605	
佐世保市消防局	1,492	—	1,492	
平戸市消防本部	1,445	—	1,445	
松浦市消防本部	1,477	—	1,477	
対馬市消防本部	1,450	—	1,450	
五島市消防本部	1,475	—	1,475	
壱岐市消防本部	1,468	—	1,468	
新上五島町消防本部	1,494	—	1,494	
県央地区広域消防本部	1,485	—	1,485	
島原地区広域消防本部	1,556	—	1,556	
合 計	53,635	9,438	63,073	

【参考資料】

- (1) 長崎県基地対策・国民保護課からの依頼文【資料 3-1】
- (2) 事業概要【資料 3-2】
- (3) 各市町・消防機関の負担金一覧【資料 3-3】
- (4) 事業に関する経過状況【資料 3-4】
- (5) 令和4年9月 負担金等適正化委員会幹事会報告資料【資料 3-5】

資料3-1

5 基 国 第 2 9 号

令和5年9月11日

長崎県市長会事務局長 様

長崎県基地対策・国民保護課長



長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業における負担金について（依頼）

日頃から、長崎県防災行政無線の運営に関し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業が令和5年度末に完了する予定です。各市町におかれましては、令和6年度に事業費（各市町に設置する設備分）の一部を負担いただきたいと存じます。

つきましては、「長崎県市長会負担金等適正化委員会」にてご審議くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業について（別紙1）
2. 長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業における負担金（別紙2）
3. 長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業に関する経過状況（別紙3）

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県危機管理部基地対策・国民保護課

電話：095-895-2191

FAX：095-821-9202

担当 今里、川原



長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業について

長崎県基地対策・国民保護課

○長崎県防災行政無線の概要

長崎県防災行政無線は、地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的に、国、都道府県、市町村等との間で防災情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い防災対策を万全に図るために設置されている。

各市町・消防本部（局）、振興局等の防災行政無線は、地上系回線と衛星系回線により二重化して運用している。

（１）整備を必要とする理由

１）端末局の老朽化

平成１９年度に更新した衛星回線用の設備（第２世代）は、老朽化により故障が多発している。

２）システムの移行

衛星設備は第３世代設備の運用が開始されており、現行の第２世代の運用は令和９年度までの延長して運用予定となっている。

また、緊急防災・減災事業債も令和７年度までの予定となっている。

（２）負担金の必要性について

- ・長崎県防災行政無線は県、市町等との間で防災情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い防災対策を万全に図るために設置されている。
- ・前回衛星系の再整備事業においても、各市町・消防に工事費用の一部を負担していただいている。

（３）整備にかかる費用の徴収

第３世代化における各市町に設置する端末局の費用は、緊急防災・減災事業債の交付税措置分を除く半額を各機関から負担金として徴収する。

負担金は、事業完了後の令和６年度に徴収する予定。

○Ｊアラート（全国瞬時警報システム）の概要

Ｊアラートは平成１８年度に運用が開始され、国民保護に関する情報や、津波警報、緊急地震速報といった情報を、衛星回線等を利用して、国から市町及び県に伝達するシステム。

（１）整備を必要とする理由

１）衛星設備（第３世代システム）とＪアラート受信設備との分離

衛星設備（第２世代システム）ではＪアラート受信設備の接続が認められていたが、消防庁から、第３世代システムとＪアラートの受信設備は分離するよう通知があったため。

令和５年１月２７日付け消防庁事務連絡（一部抜粋）

「Ｊアラート専用受信設備の設置が望ましいと判断しましたので、今後の整備に当たっては第３世代システムとＪアラートの受信設備は分離していただくようお願いします。」

２）第３世代システムへの更新

第３世代システムへの更新は令和５年度中に実施するため、その事業に合わせてＪアラートの受信設備を分離する必要がある。

なお、国の通知を受けた時点で各市町が予算確保、工事の発注を行うことは困難なことに加え、第３世代システム化の事業内でＪアラート受信設備新設する場合、緊急防災・減災事業債（充当率１００％、交付税措置率７０％）が適用されるため、県で各市町に整備を行う。

（２）負担金の必要性について

全国瞬時警報システム業務規程により、情報の受信を適切に行う責務があり、各機関の負担において受信設備を整備しなければならない。

ただし、（１）２）のとおり、第３世代化に合わせて県で市町に整備を行うため、負担金を徴収する。

（３）整備にかかる費用の徴収

Ｊアラート受信設備の整備にかかる費用は、緊急防災・減災事業債の交付税措置分を除く金額の全額を各機関から負担金として徴収する。

負担金は第３世代システムの整備にかかる費用と合算し、事業完了後の令和６年度に徴収する予定。

長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業における負担金

【各市・消防本部(局)負担金の算出方法】

- ・衛星設備工事費：各機関の工事費から「緊急防災・減災事業債」交付税措置分を差し引いた5割を負担していただく。
- ・Jアラート設備工事費：各機関の工事費から「緊急防災・減災事業債」交付税措置分を差し引いた全額を負担していただく。

(単位：円)

機関名	衛星設備工事費 負担金	Jアラート設備工事費 負担金	負担金合計	備考
長崎市	4,414,000		4,414,000	新設
佐世保市	1,613,000	488,000	2,101,000	
島原市	1,605,000		1,605,000	
諫早市	1,592,000	508,000	2,100,000	
大村市	1,524,000	480,000	2,004,000	
平戸市	1,582,000	521,000	2,103,000	
松浦市	1,559,000	535,000	2,094,000	
対馬市	1,514,000	644,000	2,158,000	
壱岐市	1,493,000	574,000	2,067,000	
五島市	4,158,000	569,000	4,727,000	新設
西海市	1,646,000	547,000	2,193,000	
雲仙市	1,736,000	486,000	2,222,000	
南島原市	1,541,000	515,000	2,056,000	
長与町	1,556,000	540,000	2,096,000	
時津町	1,551,000		1,551,000	
東彼杵町	1,518,000	453,000	1,971,000	
川棚町	1,572,000	441,000	2,013,000	
波佐見町	2,057,000	462,000	2,519,000	移設
小値賀町	1,470,000	583,000	2,053,000	
佐々町	1,504,000	507,000	2,011,000	
新上五島町	1,483,000	585,000	2,068,000	
長崎市消防局	1,605,000		1,605,000	
佐世保市消防局	1,492,000		1,492,000	
平戸市消防本部	1,445,000		1,445,000	
松浦市消防本部	1,477,000		1,477,000	
対馬市消防本部	1,450,000		1,450,000	
五島市消防本部	1,475,000		1,475,000	
壱岐市消防本部	1,468,000		1,468,000	
新上五島町消防本部	1,494,000		1,494,000	
県央地区広域消防本部	1,485,000		1,485,000	
島原地区広域消防本部	1,556,000		1,556,000	
合計	53,635,000	9,438,000	63,073,000	

【参考】

平均負担額 (衛星設備工事費)	長崎市、五島市	波佐見町	左記以外
	4,286,000	2,057,000	1,535,000
平均負担額 (Jアラート設備工事費)	各市・町	(※千円未満切捨)	
	524,000		

令和5年9月
長崎県基地対策・国民保護課

長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業に関する経過状況

●令和元年11月14日（木）

- ・市町、消防機関担当者に長崎県防災行政無線衛星系再整備事業の計画、スケジュールについて説明会を実施。

●令和2年11月13日（金）

- ・市町、消防機関担当者に長崎県防災行政無線衛星系再整備事業の計画、スケジュールについて説明会を実施。
- ・緊急防災・減災事業債の活用、費用負担を求めることについて説明を実施。

●令和3年6月17日（木）

- ・市長会、町村会に長崎県防災行政無線衛星系再整備事業の計画、負担金割合について説明を実施。

●令和3年9月29日（水）

- ・市町、消防機関担当者に長崎県防災行政無線衛星系再整備事業の計画、スケジュール、負担金について説明を実施。
- ・設備の設置について意向を確認。

●令和3年11月19日（金）

- ・市町、消防機関担当者に長崎県防災行政無線衛星系再整備事業の計画、スケジュール、負担金について説明を実施。

●令和4年1月25日（火）

- ・市町、消防機関担当者に負担金の割合を県と市町で均等にすることについて説明を実施。

●令和4年1月28日（金）

- ・市町会、町村会に負担金の割合を県と市町で均等に変更することについて説明を実施。

（次頁へ）

- 令和4年7月21日（木）
 - ・再整備事業の公告

- 令和4年8月17日（水）
 - ・入札執行

- 令和4年8月26日（金）
 - ・仮契約

- 令和4年10月7日（金）
 - ・議会（9月議会）の議決を得て本契約

- 令和4年12月9日（金）
 - ・令和4年度長崎県防災行政無線実務者担当者研修会 開催
工事概要、工事にかかる負担金（概算金額の提示）、整備にかかる負担金割合、費用負担の時期について、市町担当者に説明を実施。

- 令和5年1月27日付
 - ・令和5年1月27日付消防庁事務連絡（一部抜粋）
「Jアラート専用受信設備の設置が望ましいと判断しましたので、今後の整備に当たっては第3世代システムとJアラートの受信設備は分離していただくようお願いします。」

- 令和5年2月27日（月）
 - ・Jアラート受信用アンテナの新設に関する説明会 開催
Jアラート受信設備（アンテナ、ケーブル）を防災行政無線衛星設備再整備事業内で整備すること、事業完了後は各機関へ移管すること、また、整備にかかる負担金割合、費用負担の時期について市町担当者に説明を実施し、設備の整備について意向を確認した。

- 令和5年8月31日（木）
 - ・市町、消防機関担当者に負担額について通知を行った。

以上

令和4年9月29日

長崎県危機管理課

長崎県防災行政無線設備更新にかかる負担金について

1. 更新工事概要

- 長崎県防災行政無線は、県や国と県内各市町・消防本部（局）などの防災関係機関を結ぶ重要な通信網であり、災害時にも回線の不通が起きないように、多重無線回線や衛星回線等により冗長化されている。
- 平成19年度に更新した衛星回線用の設備は、老朽化により故障が多発していることや、既存設備での回線利用が令和7年度末までとなったことから、次世代の衛星回線に対応する設備への更新を実施する。
- 本事業は令和4～5年度に実施し、各市町・消防本部（局）の現地工事は令和5年度中旬から着手する。なお、受注業者は令和4年9月議会の議決により決定する予定。

2. 工事にかかる負担金

工事にかかる負担金は、各機関の工事費から「緊急防災・減災事業債」交付税措置分を差し引いた額の5割とし、令和6年度に負担いただく。

令和4年9月末時点における全体工事費とその内訳は以下のとおり。

◎全体工事費 895,205 千円

（内訳）

- ・ 交付税措置 626,643 千円
- ・ 県 負 担 217,637 千円
- ・ 市町等負担 50,925 千円 ⇒ 1機関あたり 平均 1,464 千円
（長崎市、五島市 平均 4,238 千円）

3. 維持にかかる負担金

設備の保守点検や修繕等の維持管理は、長崎県防災行政無線運営協議会が行っており、その運営費は会員である各市町・消防本部（局）の負担金である。

過去10年間の負担金は、平成30年度を除き、一律45万円としていたが、更新工事が行われる令和5年度は、維持管理費が大幅に減額されることから、負担金を徴収せず、積立金の取崩しで運営することとした。

なお、令和6年度以降の負担金については、新たに設置する設備の維持費用等をもとに再算出する。

(参考) 負担金算出のイメージ

(単位：千円)

全体工事費	
895,205	
県庁・県出先機関設備（システム改修費含む）	市町・消防設備
555,705	339,500



緊急防災・減災事業債を適用

地方交付税措置	県負担	地方交付税措置	県負担	市町負担
388,993	166,712	237,650	50,925	50,925



費目ごとに整理

地方交付税措置	県負担	市町負担
626,643	217,637	50,925

〔見直し〕長崎県防災行政無線運営協議会負担金について（概要）

1 負担金名等

長崎県防災行政無線運営協議会負担金

2 目的及び事業

長崎県防災行政無線業務の円滑な運用を図り、電波利用の万全を期することを目的として、各市町・消防機関に設置する長崎県防災行政無線設備に係る次の事業を行う。

- (1) 無線設備の故障の修復
- (2) 無線局の運用に必要な研修及び調査
- (3) 無線局の保守点検業務委託

3 趣旨

同協議会は県、各市町及び消防機関を会員とする組織であり、その運営費は会員からの負担金で賄われている。

平成 21 年度以降は、各会員より 1 設備あたり 450 千円の負担金を徴収してきた。令和 5 年度は無線設備の老朽化による更新工事に伴い、保守点検業務費用が抑えられたこと及び県の準備金取り崩しにより会員から負担金を徴収しなかったが、令和 6 年度以降については、新たに設置した設備の維持費用をもとに再算出したところ、令和 4 年度以前と同様に、1 設備あたり 450 千円の負担金が必要になったことから、今回改めて各会員に負担金をお願いするもの。

4 経緯

令和 4 年 9 月の負担金等適正化委員会幹事会において、長崎県危機管理課から負担金額に関する次の内容の報告があった。

- ・令和 5 年度は設備の更新工事により維持管理費が減額されるため、負担金を徴収しないこと
- ・令和 6 年度以降の負担金額は、新たに設置する設備の維持費用をもとに再算出すること

5 負担金額（案）

令和6年度の事業費予算案（13,950千円）÷設備数（31か所）＝1設備あたり450千円

なお、各市町の負担金額は次のとおり。

市町名	負担金額 (千円)	内訳	
		設備数	設置場所
長崎市	900	2	長崎市役所、長崎市消防局設備分
佐世保市	900	2	佐世保市役所、佐世保市消防局設備分
島原市	900	2	島原市役所、島原地域広域市町村圏組合設備分
諫早市	900	2	諫早市役所、県央地域広域市町村圏組合設備分
大村市	450	1	大村市役所設備分
平戸市	900	2	平戸市役所、平戸市消防本部設備分
松浦市	900	2	松浦市役所、松浦市消防本部設備分
対馬市	900	2	対馬市役所、対馬市消防本部設備分
壱岐市	900	2	壱岐市役所、壱岐市消防本部設備分
五島市	900	2	五島市役所、五島市消防本部設備分
西海市	450	1	西海市役所設備分
雲仙市	450	1	雲仙市役所設備分
南島原市	450	1	南島原市役所設備分
長与町	450	1	長与町役場設備分
時津町	450	1	時津町役場設備分
東彼杵町	450	1	東彼杵町役場設備分
川棚町	450	1	川棚町役場設備分
波佐見町	450	1	波佐見町役場設備分
小値賀町	450	1	小値賀町役場設備分
佐々町	450	1	佐々町役場設備分
新上五島町	900	2	新上五島町役場、新上五島町消防本部設備分
合計	13,950	31	

【参考資料】

- (1) 長崎県防災行政無線運営協議会の令和6年度負担金について【資料4-1】
- (2) 令和4年度事業報告及び決算書【資料4-2】
- (3) 令和5年度事業計画及び予算書【資料4-3】
- (4) 令和6年度予算書（案）及び事業計画（案）【資料4-4】
- (5) 協議会規約【資料4-5】
- (6) 令和6年度長崎県防災行政無線端末局保守業務 増額根拠【資料4-6】
- (7) 長崎県防災行政無線保守点検業務費の推移【資料4-7】

資料4-1

長崎県防災行政無線運営協議会の令和6年度負担金について

① 会員市町の負担金 450,000 円

② 今回負担金変更の理由

本協議会は、県防災行政無線の円滑な運用を図ることを目的に設置しており、各市町・消防本部（局）に設置する県防災行政無線設備の保守点検業務委託や障害対応、研修等を実施するため、負担金を徴収している。

令和5年度は準備金の取り崩しで協議会を運営することとし、負担金を頂いておりませんでした。令和6年度は、従来どおり運用にかかる費用から1構成員当たりの負担金を割り出しております。

③ 過去10年間の負担額

年度	負担金	備考
平成26年度	450,000 円	
平成27年度	450,000 円	
平成28年度	450,000 円	
平成29年度	450,000 円	設備更新
平成30年度	0 円	
令和元年度	450,000 円	
令和2年度	450,000 円	
令和3年度	450,000 円	
令和4年度	450,000 円	
令和5年度	0 円	設備更新
令和6年度	450,000 円	

④ 県防災行政無線の保守、障害対応等にかかる費用の負担率

設備名	県	市町
県庁・振興局設備	100%	0%
中継所設備	100%	0%
市町・消防設備	0%	100%

令和4年度事業報告

1. 令和3年度会計監査

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 期 日 | 令和4年4月14日(木) |
| (2) 場 所 | 長崎県庁 3階302会議室
長崎市尾上町3-1 |
| (3) 会計監事 | 東彼杵町総務課長及び島原(組)消防本部指令課長 |

2. 令和4年度定期総会

- | | |
|---------|---|
| (1) 期 日 | 令和4年5月16日(月) 11:00~11:30 |
| (2) 場 所 | 長崎県庁 1階 大会議室AB |
| (3) 議 事 | ア. 令和3年度事業報告
イ. 令和3年度決算報告
令和3年度会計監査報告
ウ. 令和4年度事業計画(案)
エ. 令和4年度予算(案) |

3. 実務担当者研修会

- | | |
|-----------|--|
| (1) 期 日 | 令和4年12月9日(金) |
| (2) 場 所 | オンライン(WebEX)による開催 |
| (3) 参 加 者 | 65名 |
| (4) 講 演 | ア. 防災行政無線等の動向等について
イ. 臨時災害放送局の開設手続き等について
ウ. 長崎県の災害対策について
エ. 長崎県防災行政無線の操作方法等について
オ. その他 |

4. 無線設備保守点検

- (1) 期 間 令和4年7月12日から令和5年3月31日まで
(2) 対 象 局 全無線局
(3) 点 検 者 エコー電子工業株式会社
(4) 内 容 無線設備の故障等を未然に防止するため業者に下記事項を委託した。
ア. 機器保守点検（測定、動作確認、調整等）及び清掃。
イ. 障害発生時の原因究明及び復旧。
ウ. 屋外設備（空中線等）の強度、破損等を確認し、ボルト締め及び錆落し、塗装。

5. 機器障害修理

(1) 機器障害修理費で対応

1) 発電機

・東彼杵町

- 〔症 状〕 発動発電機が正常に動作しない
〔原 因〕 落雷により発電機制御盤の不具合と始動用蓄電池の電圧不良が発生したもの
〔対 応〕 予備品との交換

2) 音声アンプ

・東彼杵町

- 〔症 状〕 音声一斉受令装置の音声流れない
〔原 因〕 音声一斉受令装置と接続する音声用アンプの不具合によるもの
〔対 応〕 音声アンプの工場修理

3) データ伝送アダプタ

・小値賀町

- 〔症 状〕 県防衛星回線による一斉指令情報が受信されない
〔原 因〕 データ転送アダプタの故障によるもの
〔対 応〕 メモリ基板の交換

(2) 予備品との交換、応急対応

令和4年度決算書

収 入 の 部

(単位 円)

費 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	予算との差 (B - A)	備 考
負 担 金	13,050,000	13,050,000	0	45万円×29機関 (19市町・10消防)
繰 越 金	1,482,477	1,482,477	0	令和3年度繰越金
雑 収 入	523	28,055	27,532	定期預金利息 保管金口座解約
合 計	14,533,000	14,560,532	27,532	

収 入 の 部 14,560,532 円

支 出 の 部 11,848,265 円

 差 引 残 高 2,712,267 円 翌年度へ繰越

支 出 の 部

(単位 円)

費 目		予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	執行残額 (A - B)	備 考
事 業 費		11,160,000	8,828,380	2,331,620	
内 訳	実務担当者研修会	60,000	0	60,000	テレビ会議実施
	無線設備保守点検	8,500,000	8,195,000	305,000	保守業務委託 7 者指名競争入札
	旅 費	100,000	0	100,000	
	機器障害修理対策	2,000,000	512,600	1,487,400	修理 3 件
	消 耗 品 費	500,000	120,780	379,220	
運 営 費		180,000	19,885	160,115	
内 訳	事 務 連 絡	30,000	9,732	20,268	切手代、振込手数料等
	事 務 用 品	30,000	4,013	25,987	事務用品一式
	会 議 費	120,000	6,140	113,860	会計監査員旅費
予 備 費		193,000	0	193,000	
準 備 金		3,000,000	3,000,000	0	
合 計		14,533,000	11,848,265	2,684,735	

準 備 金

(単位 円)

前年度末現在高	決算年度増減高	決算年度末現在高
13,000,000	3,000,000	16,000,000

令和4年度会計監査報告

長崎県防災行政無線運営協議会

会 長 今 富 洋 祐 様

令和4年度の会計監査を実施した結果、帳簿、証拠書類、預金通帳ともに適正に処理され、決算書のとおり相違なかったので報告します。

令和5年4月17日

会 計 監 事

東彼杵町

総務課長

高月淳一郎



島原地域広域市町村圏組合消防本部

指令課長

馬場政彦



令和5年度事業計画

1. 令和4年度会計監査

- (1) 期 日 令和5年4月17日(月)
- (2) 場 所 長崎県庁 3階 303会議室
長崎市尾上町3-1
- (3) 会計幹事 東彼杵町総務課長及び島原地域広域市町村圏組合消防本部指令課長

2. 令和5年度定期総会

- (1) 期 日 令和5年5月15日(月)
- (2) 場 所 長崎県庁 1階 大会議室 AB
- (3) 議 事 ア. 令和4年度事業報告
イ. 令和4年度決算報告
令和4年度会計監査報告
ウ. 令和5年度事業計画(案)
エ. 令和5年度予算(案)
オ. 令和5・6年度役員改選

3. 実務担当者研修会

- (1) 期 日 令和5年11月頃
- (2) 場 所 未定
- (3) 対 象 県、全市町、全消防本部(局)
- (4) 目 的 無線局実務担当者として必要な知識と技術の習得
- (5) 講 師 総務省九州総合通信局職員及び県職員

4. 無線設備保守点検

- (1) 期 間 契約の日から令和6年3月末まで
- (2) 対 象 局 全無線局
- (3) 概 要
- ア. 無線設備の故障を未然に防止するため、機器の保守点検（測定、動作確認、調整等）及び清掃を行なう。
 - イ. 空中線はその機能上屋外高所に設置され、暴風雨、塩害大気汚染など過酷な条件下にある。障害を未然に防止するため点検・錆落とし・塗装を行なう。
 - ウ. 障害が発生した場合、原因究明等をスムーズに行ない、早期の復旧をはかる。
 - エ. 劣化部品の交換

5. 機器障害修理

- (1) 障害発生都度、現地担当者と事務局にて、電話打合わせにより状況確認を行い、軽微なものについては処理を行う。
- (2) 事務局から技術者（県職員又は専門業者）を現地に派遣し、原因究明と必要な処理を行う。

令和5年度予算

収入の部

(単位：円)

費 目	令和5年度予算 (A)	令和4年度予算 (B)	増 減 (A - B)	備 考
負 担 金	0	13,050,000	△13,050,000	45万円×29機関 (19市町・10消防)
繰 入 金	7,000,000	0	7,000,000	
前 年 度 金 繰 越 金	2,712,267	1,482,477	1,229,790	
雑 収 入	733	523	210	定期預金利息
合 計	9,713,000	14,533,000	△4,820,000	

支出の部

(単位：円)

費 目		令和 5 年度予算 （ A ）	令和 4 年度予算 （ B ）	増 減 （ A － B ）	備 考
事 業 費		9,160,000	11,160,000	△2,000,000	
内 訳	実 務 担 当 者 研 修 会	60,000	60,000	0	資料印刷代等
	無 線 設 備 保 守 点 検	6,500,000	8,500,000	△2,000,000	保守業務委託
	旅 費	100,000	100,000	0	障害等現地確認
	機 器 障 害 修 理 対 策	2,000,000	2,000,000	0	機器の障害対応 費
	消 耗 品 費	500,000	500,000	0	複合機トナー購 入
運 営 費		180,000	180,000	0	
内 訳	事 務 連 絡	30,000	30,000	0	切手代(文書送 付)、振込手数料
	事 務 用 品	30,000	30,000	0	事務用品
	会 議 費	120,000	120,000	0	総会、監査、防災 無線関係会議他
予 備 費		373,000	193,000	180,000	
準 備 金		0	3,000,000	△3,000,000	
合 計		9,713,000	14,533,000	△4,820,000	

令和6年度予算(案)

資料4-4

収入の部

(単位：円)

費 目	令和6年度予算 (A)	令和5年度予算 (B)	増 減 (A - B)	備 考
負担金	13,950,000	0	13,950,000	45万円×31機関 (21市町・10消防)
繰入金	0	7,000,000	△7,000,000	
前年度繰越金	0	2,712,267	△2,712,267	
雑収入	0	733	△733	定期預金利息
合 計	13,950,000	9,713,000	4,237,000	

支出の部

(単位：円)

費 目		令和 6 年度予算 （ A ）	令和 5 年度予算 （ B ）	増 減 （ A － B ）	備 考
事 業 費		13,460,000	9,160,000	4,300,000	
内 訳	実 務 担 当 者 研 修 会	60,000	60,000	0	資料印刷代等
	無 線 設 備 保 守 点 検	11,800,000	6,500,000	5,300,000	保守業務委託
	旅 費	100,000	100,000	0	障害等現地確認
	機 器 障 害 修 理 対 策	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	機器の障害対応費
	消 耗 品 費	500,000	500,000	0	複合機トナー購入
運 営 費		180,000	180,000	0	
内 訳	事 務 連 絡	30,000	30,000	0	切手代(文書送付)、振込手数料
	事 務 用 品	30,000	30,000	0	事務用品
	会 議 費	120,000	120,000	0	総会、監査、防災無線関係会議他
予 備 費		310,000	373,000	△63,000	
準 備 金		0	0	0	
合 計		13,950,000	9,713,000	4,237,000	

令和 6 年度事業計画（案）

1. 令和 5 年度会計監査

- （１）期 日 令和 6 年 4 月上旬
- （２）場 所 長崎県庁
- （３）会計幹事 雲仙市危機管理課長及び川棚町総務課長

2. 令和 5 年度定期総会

- （１）期 日 令和 6 年 5 月中旬
- （２）場 所 長崎県庁 1 階 大会議室 ABC
- （３）議 事
 - ア. 令和 5 年度事業報告
 - イ. 令和 5 年度決算報告
 - 令和 5 年度会計監査報告
 - ウ. 令和 6 年度事業計画（案）
 - エ. 令和 6 年度予算（案）

3. 実務担当者研修会

- （１）期 日 令和 6 年 1 1 月頃
- （２）場 所 未定
- （３）対 象 県、全市町、全消防本部（局）
- （４）目 的 無線局実務担当者として必要な知識と技術の習得
- （５）講 師 総務省九州総合通信局職員及び県職員

4. 無線設備保守点検

- (1) 期 間 契約の日から令和7年3月末まで
- (2) 対 象 局 全無線局
- (3) 概 要
- ア. 無線設備の故障を未然に防止するため、機器の保守点検（測定、動作確認、調整等）及び清掃を行なう。
 - イ. 空中線はその機能上屋外高所に設置され、暴風雨、塩害大気汚染など過酷な条件下にある。障害を未然に防止するため点検・錆落とし・塗装を行なう。
 - ウ. 障害が発生した場合、原因究明等をスムーズに行ない、早期の復旧をはかる。
 - エ. 劣化部品の交換

5. 機器障害修理

- (1) 障害発生の都度、現地担当者と事務局にて、電話打合わせにより状況確認を行い、軽微なものについては処理を行う。
- (2) 事務局から技術者（県職員又は専門業者）を現地に派遣し、原因究明と必要な処理を行う。

長崎県防災行政無線運営協議会規約

（名 称）

第1条 この協議会は、長崎県防災行政無線運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 この協議会は、長崎県防災行政無線業務の円滑な運用を図り、電波利用の万全を期することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、長崎県及び県が設置した長崎県防災行政無線市町・消防本部（局）無線局（以下「無線局」という。）の管理を受託した市町・消防本部（局）をもって構成する。

2 協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

（事 業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 無線局管理受託者の責によらない無線設備の故障の修復に関すること。
- ② 無線局の運用に必要な研修及び調査。
- ③ 無線局の保守点検業務委託。
- ④ その他必要と認める事項。

（役 員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 3名
- ③ 会計監事 2名
- ④ 幹 事 若干名

2 会長は、長崎県危機管理部長をもって充てる。

3 副会長は、長崎県基地対策・国民保護課長の職にある者及び構成員のうちから総会で選任された者2名とする。

4 会計監事は、構成員のうちから総会で選任された者とする。

5 幹事は、別表2のとおり長崎県防災行政無線が設置されている各振興局の防災行政無線担当課長をもって充てる。

（役員の任務）

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。
- ③ 会計監事は、協議会の財産及び収支の適正を図るため、毎年1回以上監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。
- ④ 幹事は、市町・消防本部（局）構成員に対する連絡調整及び指導にあたる。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了した場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

（総 会）

第8条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。ただし会長が必要と認めた場合は、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会は、構成員の過半数をもって成立し、総会の議事は出席者の過半数をもって議決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会は、次の事項を協議し、議決する。
 - ① 規約の制定及び改廃に関する事項
 - ② 役員の選任に関する事項
 - ③ 事業計画に関する事項
 - ④ 負担金の決定に関する事項
 - ⑤ 予算、決算に関する事項
 - ⑥ 協議会の解散に関する事項
 - ⑦ 協議会の目的達成及び運営に関する重要な事項
 - ⑧ その他会長が必要と認める事項
- 4 災害その他事由によりやむを得ず総会を招集することができないと会長が認めた場合は、書面をもって前項に定める事項を議決することができるものとする。

（会 計）

第9条 協議会の経費は、市町・消防本部（局）の構成員が拠出する無線局設備数分の負担金、助成金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 決算の結果、剰余金が生じた場合は、次項の経費に充てるため、剰余金のうち総会で定める額を準備金として積立てるものとする。

この場合において、剰余金から準備金の額を控除して、なお残額がある場合は、翌年度へ繰越すものとする。

4 前項の準備金は、次の各号に定める経費に充てるものとし、準備金から生ずる収益は、これを雑収入に繰入れるものとする。

- ① 長崎県防災行政無線局管理委託協定書第6条第1項第2号に規定する経費
- ② 協議会の運営に必要な資金が不足する場合の運営経費
- ③ その他、会長が必要と認める経費

5 準備金は、銀行その他の金融機関に預金として保管しなければならない。

（事務局）

第10条 協議会の事務局を長崎県基地対策・国民保護課内に置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記を置き、会長が任命する。
- 3 事務局長は、局務を総理し、書記は協議会の運営に必要な事務処理を行う。

（委任）

第11条 この規約に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この規約は、昭和 50 年 5 月 22 日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和 51 年 6 月 4 日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和 52 年 5 月 18 日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和 56 年 3 月 5 日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和 60 年 6 月 19 日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和 62 年 6 月 18 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 6 年 4 月 28 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 16 年 5 月 12 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 18 年 5 月 11 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 21 年 6 月 3 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 22 年 5 月 12 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 23 年 5 月 12 日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

長崎県防災行政無線運営協議会構成員

機関	構 成 員	担当役職名
県	長 崎 県	危機管理部長
		基地対策・国民保護課長
市 町	長 崎 市	防災行政無線担当課長
	佐 世 保 市	〃
	島 原 市	〃
	諫 早 市	〃
	大 村 市	〃
	平 戸 市	〃
	松 浦 市	〃
	対 馬 市	〃
	壱 岐 市	〃
	五 島 市	〃
	西 海 市	〃
	雲 仙 市	〃
	南 島 原 市	〃
	長 与 町	〃
	時 津 町	〃
	東 彼 杵 町	〃
	川 棚 町	〃
	波 佐 見 町	〃
	小 値 賀 町	〃
	佐 々 町	〃
	新 上 五 島 町	〃
消防本部（局）	長 崎 市 消 防 局	〃
	佐 世 保 市 消 防 局	〃
	県 央（組）消 防 本 部	〃
	島 原（組）消 防 本 部	〃
	五 島 市 消 防 本 部	〃
	平 戸 市 消 防 本 部	〃
	松 浦 市 消 防 本 部	〃
	壱 岐 市 消 防 本 部	〃
	対 馬 市 消 防 本 部	〃
	新 上 五 島 町 消 防 本 部	〃

別表2

長崎県防災行政無線運営協議会幹事

県 機 関 名	担 当 役 職 名
長 崎 振 興 局	防災行政無線担当課長
県 央 振 興 局	//
島 原 振 興 局	//
県 北 振 興 局	//
五 島 振 興 局	//
壱 岐 振 興 局	//
対 馬 振 興 局	//

資料4-6

令和6年度長崎県防災行政無線端末局保守業務（増額根拠）

1. 労務費：1,545,844 円
 - ・点検対象増（長崎市・五島市）、工数、労務単価
2. 材料費：1,296,678 円
 - ・エアクリーナーエレメント
 - ・燃料一次フィルタエレメント
 - ・燃料ゴムホース $\phi 5 \times 2 \text{ m}$
 - ・燃料ゴムホース $\phi 7 \times 2 \text{ m}$
 - ・エンジンオイル
 - ・半固定無線機蓄電池交換
 - ・雑材料（1%）
3. 交通費：215,751 円
 - ・有料道路、旅費、日当等
4. 安全費（直接人件費 $\times 2.5\%$ ）：38,000 円
5. 技術管理費（直接人件費 $\times 10\%$ ）：155,000 円

直接費	3,251,273（1 + 2 + 3 + 4 + 5）
間接費（諸経費）	1,597,198
計	4,848,471（4,849,000）
消費税	484,900
合計	5,333,900

資料4-7

【長崎県防災行政無線設備保守点検業務費の推移】

名称		数量	単位	年度・金額※					摘要
				R4(①)	R5(②)		R6(③)		
					対前年増減 (②-①)		対前年増減 (③-②)		
A´	点検業務価格(a+b)			7,500,067	5,818,710	▲ 1,681,357	10,667,181	4,848,471	
a	直接費(1+2+3+4)	1.0	式	4,783,206	3,666,484	▲ 1,116,722	6,917,757	3,251,273	
1	労務費(直接人件費)	1.0	式	3,085,040	2,368,560	▲ 716,480	3,914,404	1,545,844	・R4→R5:設備更新が控えるなか必要最小限の点検内容にしたことに伴う工数の減によるもの ・R5→R6:点検対象の増(長崎市・五島市)、工数の増、労務単価の増
2	材料費	1.0	式	135,279	0	▲ 135,279	1,296,678	1,296,678	R5→R6:半固定無線機蓄電池交換(10個)等による増
3	直接経費(3-1 + 3-2)	1.0	式	1,254,887	1,061,924	▲ 192,963	1,315,675	253,751	
3-1	旅費交通費	1.0	式	1,177,887	1,002,924	▲ 174,963	1,218,675	215,751	・R4→R5:工数減による有料道路利用、日当、宿泊費の減 ・R5→R6:工数増による有料道路利用、日当、宿泊費の増
3-2	安全費	1.0	式	77,000	59,000	▲ 18,000	97,000	38,000	労務費(直接人件費)×2.5% 単位千円、端数切捨て
4	技術管理費	1.0	式	308,000	236,000	▲ 72,000	391,000	155,000	労務費(直接人件費)×10% 単位千円、端数切捨て
b	間接費(諸経費)	1.0	式	2,716,861	2,152,226	▲ 564,635	3,749,424	1,597,198	R6:直接費×54.2%
A	点検業務価格	1.0	式	7,500,000	5,818,000	▲ 1,682,000	10,667,000	4,849,000	単位千円、(A´)端数切捨て
B	消費税相当額	1.0	式	750,000	581,800	▲ 168,200	1,066,700	484,900	消費税10%
	点検業務費(A+B)	1.0	式	8,250,000	6,399,800	▲ 1,850,200	11,733,700	5,333,900	

※各年度の保守点検業務設計書における金額

〔見直し〕長崎県社会教育委員連絡協議会負担金について（概要）

1 負担金名等

長崎県社会教育委員連絡協議会負担金

2 目的

県内の社会教育委員相互の連絡提携をはかり、もって社会教育の振興発展に寄与することを目的とし、昭和 41 年に県教委社会教育課（現県教委生涯学習課）に事務局を置いて発足。県下全域の社会教育委員連絡協議会及び県社会教育委員会が加盟、社会教育委員間の交流、情報交換等を行う。

3 負担金算出方法の経緯

同協議会は県及び 21 市町の社会教育委員で組織しており、運営費を各市町の負担金によって賄っているが、これまでの算出方法は次のとおり。

	算出方法	各市町の負担金総額
平成 17 年度以前	均等割のみ ・長崎市、佐世保市：25,000 円 ・島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、 福江市（現五島市）：15,000 円 ・その他の町：一律 7,500 円	672,500 円
平成 18 年度以降	均等割及び人口割の算出基礎となる負担金総額は「平成 17 年以前の負担金総額 672,000 円」を適用し、均等割：人口割＝6：4 で算出するよう改正。 <u>ただし、市町村合併前の旧基準による負担金額より高くないよう、額の低い方を適用</u>	503,000 円

4 負担金額の見直し

協会の理事会において、平成 17 年度からかなり人口が減少している自治体があること、合併していない市町は平成 17 年度以前の負担金額が低いため、その後の人口増減が反映されずそのままの額であることなど、現行の算出方法による負担金額では不公平であることを確認し、令和 6 年度以降の負担金額について、次のとおり見直しを行う。

<見直し案>

平成 18 年度以降の算出方法のうち、「市町村合併前の旧基準による負担金額より高くないよう、額の低い方を採用する」という経過措置を廃止し、負担金総額を 400,000 円に見直したうえで、現行の負担割合である均等割：人口割＝6：4 で算出。

	基準日	負担金総額	負担比率	均等割及び人口割の金額
現 行	H17.8.1 県人口 1,483,883 人	503,000 円	均等割：人口割 ＝6：4	■均等割 ・ 672,500 円^{※1}×0.6＝403,500 円 ・ 403,500 円÷21 市町＝19,000 円 ・ 調整△1,000 円＝<u>18,000 円</u> ■人口割 ・ 672,500 円^{※1}×0.4＝269,000 円 ・ 269,000 円÷1,483,883＝<u>0.18 円/人</u>
団 体 案	R2 国勢調査県人口 1,313,103 人	400,000 円	均等割：人口割 ＝3：7	■均等割 ・ 400,000 円×0.3＝119,994 円 ・ 119,994 円÷21 市町＝<u>5,714 円</u> ■人口割 ・ 400,000 円×0.7＝280,000 円 ・ 280,000 円÷1,313,103＝<u>0.213 円/人</u>
見 直 し 案	同上	同上	均等割：人口割 ＝6：4 <u>ただし、H18 以降 の負担金算出方 法における経過 措置を廃止</u>	■均等割 ・ 400,000 円×0.6＝240,000 円 ・ 240,000 円÷21 市町＝<u>11,428 円</u> ■人口割 ・ 400,000 円[※]×0.4＝160,000 円 ・ 160,000 円÷1,313,103＝<u>0.12 円/人</u>

※「3 負担金算出方法の経緯」の平成 18 年度以降の算出方法 参照

＜各市町の負担金額＞

市町名	R 5 負担金額	R 6 以降の新基準 による試算			増減額
		均等割 (60%)	人口割 (40%)	合計額	
長崎市	77,500	11,428	49,884	61,312	-16,188
佐世保市	67,000	11,428	29,656	41,084	-25,916
島原市	22,500	11,428	5,285	16,713	-5,787
諫早市	44,000	11,428	16,321	27,749	-16,251
大村市	15,000	11,428	11,632	23,060	8,060
平戸市	25,000	11,428	3,581	15,009	-9,991
松浦市	23,000	11,428	2,594	14,022	-8,978
対馬市	25,000	11,428	3,475	14,903	-10,097
壱岐市	24,000	11,428	3,042	14,470	-9,530
五島市	26,000	11,428	4,193	15,621	-10,379
西海市	24,000	11,428	3,204	14,632	-9,368
雲仙市	27,000	11,428	5,011	16,439	-10,561
南島原市	28,000	11,428	5,161	16,589	-11,411
長与町	7,500	11,428	4,972	16,400	8,900
時津町	7,500	11,428	3,577	15,005	7,505
東彼杵町	7,500	11,428	941	12,369	4,869
川棚町	7,500	11,428	1,631	13,059	5,559
波佐見町	7,500	11,428	1,743	13,171	5,671
小値賀町	7,500	11,428	279	11,707	4,207
佐々町	7,500	11,428	1,696	13,124	5,624
新上五島町	22,500	11,428	2,134	13,562	-8,938
合 計	503,000	239,988	160,012	400,000	-103,000

【参考資料】

- (1) 長崎県社会教育委員連絡協議会長からの依頼文【資料 5-1】
- (2) 県説明資料「長崎県社会教育委員連絡協議会市町負担金額の見直しについて」【資料 5-2】
- (3) 令和 6 年度以降の新たな負担金額算出方法（案）【資料 5-3】
- (4) 令和 4 年度収支決算・事業報告【資料 5-4】
- (5) 令和 5 年度収支予算・事業計画【資料 5-5】
- (6) 令和 6 年度収支予算（案）・事業計画（案）【資料 5-6】
- (7) 長崎県社会教育委員連絡協議会について【資料 5-7】
- (8) 長崎県社会教育委員連絡協議会市町負担額一覧【資料 5-8】

資料5-1

5 県社教連第20号
令和5年7月24日

長崎県市長会
事務局長 野副 智子 様

長崎県社会教育委員連絡協議会長
(公 印 省 略)

長崎県社会教育委員連絡協議会市町負担金の審議について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本協議会の運営に御理解を賜り感謝申し上げます。

さて、標記負担金額の算出方法の見直しと、負担金総額の減額について、当会理事会において各市町の承認を得ているところです。

つきましては、このことについて御審議の程よろしくお取り計らい願います。

長崎県社会教育委員連絡協議会事務局
(長崎県教育庁生涯学習課)

担当：柴田 綾子

TEL:095(894)3363 FAX:095(894)3477

Email: a-shibata@pref.nagasaki.lg.jp



I 経緯

(1) 平成17年以前→均等割のみ

- ・長崎市・佐世保市は、一律 25,000 円
- ・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市・福江市（現五島市）は、一律 15,000 円
- ・その他の町村は、一律 7,500 円

(2) 平成18年以降→負担金額算出方法改正

- ・基準 H17 年 8 月 1 日 県人口 1,483,883 人
- ・当初の負担金総額 672,500 円（令和5年度 503,000 円）
- ・人口割：均等割＝4：6

↓上記をもとに算出

- ・人口割 $672,500 \text{ 円} \times 0.4 = 269,000 \text{ 円}$
 $269,000 \text{ 円} \div 1,483,883 \div 0.18$ （人口割額）
- ・均等割 $672,500 \text{ 円} \times 0.6 = 403,500 \text{ 円}$
 $403,500 \text{ 円} \div 21 \text{ 市町} \div 19,000 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} = 18,000 \text{ 円}$
- ・市町の負担金額＝（人口割額 H17.8.1 現在の市町人口 $\times 0.18$ ）＋（均等割額 18,000 円）
 ※ただし、合併前の負担金額より高くないこと

(例) 新上五島町の場合

合併前市町村名		合併前(H18年以前)の試算		合併後(H18年)の試算			現在の負担金額
				市町名	人口割	均等割	合計額
若松町	¥7,500	¥37,500		新上五島町	¥4,500	¥18,000	¥22,500
上五島町	¥7,500						
新島目町	¥7,500						
有川町	¥7,500						
奈良岡町	¥7,500						
合併前の基準に基づき 算出された金額 7,500円×5町=37,500円				平成18年度の算定方法 に基づき算出された金額 22,500円			

(例) 長与町の場合

合併前市町村名		合併後(H18年)の試算			現在の負担金額
合併前市町村名	合併前(H18年以前)の試算	市町名	人口割	均等割	
長与町	¥7,500	長与町	¥8,000	¥18,000	¥26,000
合併前の基準に基づき 算出された金額 7,500円×1町＝7,500円		平成18年度の算定方法 に基づき算出された金額 26,000円			¥7,500

(3) この算出方法では不公平感があるとの声が上がった

- ・新上五島町は H17 の人口からかなり減少している
- ・合併していない市町は、H17 年度以前の負担金額の方が低いため、その後人口の増減に関わらずそのままの額である 等

(4) 令和4年度2月22日の理事会において見直しの必要性を確認した

(5) 令和5年度5月8日の市町社会教育主管課長会議において見直しについて了承を得た

(6) 令和5年度5月31日の県社会教育委員連絡協議会総会において R6 年度以降の新たな負担金額を 40 万円(～R5 年度 50.3 万円)として負担金総額を減額して見直すことを提案した

(7) 各市町に新たな算出方法による市町負担金額の見直しを市長会、町村会へお諮りしてよいかを確認し、全ての市町から提案どおりの金額で進めてよいとの了承を得た

2 新たな負担金額について

(1) 算出方法

- ・基準 R2 年国勢調査人口 1,313,103 人
- ・市町負担金総額 40 万円
- ・人口割：均等割＝7：3

※本課が令和 2 年度に県公民館連絡協議会の市町負担金の見直しをした際に、市長会・町村会から御教示いただいた「人口割：均等割＝7：3」を参考とした。

(2) 負担金総額を 40 万円に減額した理由

- ・新たな算出方法にした場合、現在の負担金額のままでは増額する市町が 10 市町、40 万円の場合は 7 市町となる。また、40 万円の場合は、公平性を保ちながら、増額する市町の負担も少なく抑えられる。
- ・過去 2 年間のコロナ禍により旅費が支出されなかったこと等により繰越金が 98 万ある。
- ・コロナ禍前の年度の支出額の平均が毎年約 50 万であった。
- ・今後コロナ禍以前の支出に戻ることを考えると負担金の 40 万＋10 万円の支出が予想される。
- ・超過の 10 万円分をコロナ禍の繰越金から支出していくような形にする。
- ・令和 5 年度は社会教育委員の手引きを印刷し配付するため、需用費を多めに予算設定しているが、向こう 5 年は改訂の予定はなく、今後は印刷、製本していた文書を PDF データによる送付等へと切り替えていく。
- ・社教委連会報の印刷製本に 12～14 万円程度かかっていた分も、同様に PDF データでの配付に切り替えることも考えている。
- ・今後はオンラインによる会議も増えることが予想されるが、まだ全てがそうなるとは言い切れないため、コロナ禍以前の旅費は確保しておく必要がある。
- ・県社会教育研究大会（第一分科会）を県社会教育委員連絡協議会が担当することになったため、講師の謝金及び旅費が別途必要となる。
- ・今後 10 年は負担金 40 万円であれば事業を進めることができると考えるが、それ以上の減額はまだ会議の開催方法等がどのように変化するか見通せない部分があるため、今回は 40 万円を持続可能な事業運営ができるとした。

令和6年度以降の新たな負担金額算出方法(案)

- ・市町負担金総額 40万円
- ・算出基準となる人は令和2年度国勢調査人口とする
- ・人口割:均等割=7:3

長崎県社会教育委員連絡協議会における市町負担金額一覧表

※県社教委連の負担金額を見直す場合、市町会、町村会の負担金額に係る審議を受けることになるが、そうすると県公連と同じように総額に対して、人口割:均等割=7:3で算定することを要求される。また、人口割の算定の際の基準値がH17年度の人口では根拠にかけるため、直近の国勢調査の人口をもとに算定することが予想される。

シミュレーション表		推計人口計	人口割		均等割	各市町負担金額	従来の負担金額	差額
		R2国勢調査	70%	(少数第一を四捨五入)	30%			
県 計		1,313,103人	¥280,006		¥119,994	¥400,000	¥503,000	¥-103,000
1	長 崎 市	409,305人	¥87,280.2	¥87,280	¥5,714	¥92,994	¥77,500	¥15,494
2	佐 世 保 市	243,387人	¥51,899.8	¥51,900	¥5,714	¥57,614	¥67,000	¥-9,386
3	島 原 市	43,360人	¥9,246.1	¥9,246	¥5,714	¥14,960	¥22,500	¥-7,540
4	諫 早 市	133,957人	¥28,565.0	¥28,565	¥5,714	¥34,279	¥44,000	¥-9,721
5	大 村 市	95,452人	¥20,354.2	¥20,354	¥5,714	¥26,068	¥15,000	¥11,068
6	平 戸 市	29,375人	¥6,263.9	¥6,264	¥5,714	¥11,978	¥25,000	¥-13,022
7	松 浦 市	21,284人	¥4,538.6	¥4,539	¥5,714	¥10,253	¥23,000	¥-12,747
8	対 馬 市	28,511人	¥6,079.7	¥6,080	¥5,714	¥11,794	¥25,000	¥-13,206
9	壱 岐 市	24,974人	¥5,325.5	¥5,325	¥5,714	¥11,039	¥24,000	¥-12,961
10	五 島 市	34,400人	¥7,335.5	¥7,335	¥5,714	¥13,049	¥26,000	¥-12,951
11	西 海 市	26,296人	¥5,607.4	¥5,607	¥5,714	¥11,321	¥24,000	¥-12,679
12	雲 仙 市	41,131人	¥8,770.8	¥8,771	¥5,714	¥14,485	¥27,000	¥-12,515
13	南 島 原 市	42,360人	¥9,032.8	¥9,033	¥5,714	¥14,747	¥28,000	¥-13,253
14	長 与 町	40,800人	¥8,700.2	¥8,700	¥5,714	¥14,414	¥7,500	¥6,914
15	時 津 町	29,356人	¥6,259.9	¥6,260	¥5,714	¥11,974	¥7,500	¥4,474
16	東 彼 杵 町	7,734人	¥1,649.2	¥1,649	¥5,714	¥7,363	¥7,500	¥-137
17	川 棚 町	13,394人	¥2,856.1	¥2,856	¥5,714	¥8,570	¥7,500	¥1,070
18	波 佐 見 町	14,302人	¥3,049.8	¥3,050	¥5,714	¥8,764	¥7,500	¥1,264
19	小 値 賀 町	2,291人	¥488.5	¥489	¥5,714	¥6,203	¥7,500	¥-1,297
20	佐 々 町	13,923人	¥2,968.9	¥2,969	¥5,714	¥8,683	¥7,500	¥1,183
21	新上五島町	17,511人	¥3,734.0	¥3,734	¥5,714	¥9,448	¥22,500	¥-13,052

令和4年度 長崎県社会教育委員連絡協議会収支決算書

資料5-4

(収入の部)

(単位:円)

目	節	予算額	収入済額	過不足額	摘 要
負担金及び補助金		503,000	503,000	0	21市町
	市町村負担金	503,000	503,000	0	
雑 収 入		5	4,617	4,612	
	預 金 利 息	5	9	4	8月、2月預金利息
	雑 収 入	0	4,608	4,608	社教情報NO.87,88 草社の会購入分 ※R4.9.21 2,304円 ※R5.3.9 2,304円
繰 越 金		820,097	820,097	0	
	繰 越 金	820,097	820,097	0	令和3年度繰越金
合 計		1,323,102	1,327,714	4,612	

(支出の部)

目	節	予算額	支出済額	過不足額	摘 要
1 事務局費		26,500	15,210	11,290	
	旅 費	1,500	3,155	△ 1,655	監事旅費,会長旅費(総会)
	需 用 費	10,000	12,000	△ 2,000	第48回九州地区人権・同和教育夏期講座の 参加・資料代
	役 務 費	10,000	55	9,945	振込手数料
	賃 借 料	5,000	0	5,000	
2 事業費		1,296,602	325,017	971,585	
	報 償 費	30,000	22,000	8,000	県市町社会教育委員合同研修会講師謝金
	旅 費	300,000	39,040	260,960	九州ブロック社会教育委員連絡協議会理事 会旅費、講師旅費
	需 用 費	350,000	258,367	91,633	社教情報購入、県社教連会報発行費等
	役 務 費	50,000	5,610	44,390	振込手数料等
	賃 借 料	10,000	0	10,000	
	予 備 費	556,602	0	556,602	
合 計		1,323,102	340,227	982,875	

収入済額 1,327,714 円

差引残額

支出済額 340,227 円

987,487 円(翌年度へ繰越)

令和４年度 事業報告（年間）

	年 月 日	事 業	開催地等
1	R4 年 4 月 12 日	令和３年度 県社連会計監査	長崎県庁
2	R4 年 5 月 20 日	全国社会教育連合第 1 回理事会・総会	東京都
3	R4 年 6 月 9 日	長崎県社会教育委員連絡協議会 総会	ハイブリッド
4	R4 年 6 月 9 日	長崎県社会教育委員連絡協議会研修会	長崎県庁
5	R4 年 9 月 7 日	「社教連会報 No.92」配付	全社連
6	R4 年 9 月 15 日	「社教情報 No.87」配付	全社連
7	R4 年 10 月 6 日 ～7 日	第 52 回九州ブロック社会教育研究大会 大分大会	大分市
8	R4 年 10 月 26 日	全国社会教育連合第 2 回理事会・総会	広島市
9	R4 年 10 月 26 日 ～28 日	第 64 回全国社会教育研究大会広島大会	広島市
10	R4 年 11 月 7 日	県・市町社会教育委員合同研修会	長崎県庁
11	R4 年 11 月 7 日 ～8 日	長崎県社会教育研究大会	ハイブリッド
12	R5 年 1 月 25 日	長崎県社会教育委員連絡協議会 理事会	長崎県庁
13	R5 年 3 月 3 日	全国社会教育連合第 3 回理事会・総会	東京都
14	R5 年 3 月 3 日	「社教情報 No.88」配付	全社連

※（全社連）・・・全国社会教育委員連合

※（県社連）・・・長崎県社会教育委員連絡協議会

資料5-5

令和5年度 収支予算について

(収入の部)

(単位:円)

科 目		本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
目	節	A	B	A - B	
負担金及び補助金		503,000	503,000	0	均等割額18,000円 + 人口割額0.18円×人口
	市 町 負 担 金	503,000	503,000	0	
雑収入		5	5	0	
	預 金 利 息	5	5	0	
	雑 収 入	0	0	0	
繰越金		987,487	820,097	167,390	
	繰 越 金	987,487	820,097	167,390	
計		1,490,492	1,323,102	167,390	

(支出の部)

(単位:円)
(単位:

科 目		本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
目	節	A	B	A - B	
1		26,500	26,500	0	
事務局費	旅 費	1,500	1,500	0	監事旅費等
	需 用 費	10,000	10,000	0	消耗品代等(会議お茶代、会長名刺代)
	役 務 費	10,000	10,000	0	郵便・運送料等
	賃 借 料	5,000	5,000	0	理事会・総会会場費
2		1,463,992	1,296,602	167,390	
事業費	報 償 費	30,000	30,000	0	講師謝金
	旅 費	300,000	300,000	0	全社連総会、全国大会等旅費
	需 用 費	550,000	350,000	200,000	社教情報購入、県社教連会報発行費、 社会教育委員の手引き印刷費 等
	役 務 費	50,000	50,000	0	表彰状筆耕料 等
	賃 借 料	10,000	10,000	0	車借上料 等
	予 備 費	523,992	556,602	△ 32,610	
計		1,490,492	1,323,102	167,390	

令和5年度 長崎県社会教育委員連絡協議会 事業計画

		事業名	期 日	場 所	内 容
①	県	令和4年度長崎県社会教育委員連絡協議会 会計監査	4月19日(水) 11:00~12:00	長崎市 (県庁)	令和4年度 会計監査 (監事:長崎市・時津町)
②	全国	全国社会教育連合 第1回理事会・総会	5月12日(金)	東京都	令和4年度事業・決算・監査報告 次期役員(理事・監事)について 第65回全国社会教育研究大会(宮崎大会)について
③	県	長崎県社会教育委員連絡協議会 総会	5月31日(水)	長崎市 (県庁)	令和4年度事業・決算・監査報告 令和5年度事業計画・予算審議 他 ※ 研修会の実施については今後検討。
④	九州	第45回全国公民館研究集会 第74回九州地区公民館研究大会長崎大会 (県大会も兼ねる)	8月24日(木) ~25日(金)	長崎市	大会テーマ 「みんなで学ぼうで!つながろうで!」 ~公民館の「不易」と「流行」を考える~ 1日目 分科会 2日目 全体会 講演
⑤	県	令和5年度長崎県社会教育研究大会	10月19日(木) ~20日(金)	長崎市 (県庁)	1日目 午後 分科会 2日目 午前 表彰・全体会 ※ 令和5年度は、1日開催も検討。
⑥	全国	第65回全国社会教育研究大会宮崎大会 (九州大会も兼ねる)	11月9日(木) ~10日(金)	宮崎市	大会スローガン つなぎ・つながり・つなげよう!未来へのたすき!! ~日本のひなた宮崎からはじまる明日の社会教育~ 1日目 特別対談・シンポジウム 2日目 分科会
⑦	県	長崎県社会教育委員連絡協議会 理事会	未定 令和6年1月下旬 ~2月中旬	長崎市 (県庁)	令和6年度長崎県社会教育委員連絡協議会顕彰 令和5年度事業報告等 令和6年度事業計画(案) 令和6年度長崎県社会教育研究大会 他

その他

○ 長崎県社会教育委員連絡協議会「会報」の発行 年1回

○ 全国社会教育委員連合「社教情報」及び「社教連会報」の配付 各 年2回

資料5-6

令和6年度 収支予算について(案)

(収入の部)

(単位:円)

科 目		本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
目	節	A	B	A - B	
負担金及び補助金		400,000	503,000	△ 103,000	均等割額5,714円 + 人口割
	市 町 負 担 金	400,000	503,000	△ 103,000	
雑収入		5	5	0	
	預 金 利 息	5	5	0	
	雑 収 入	0	0	0	
繰越金		781,412	987,487	△ 206,075	
	繰 越 金	781,412	987,487	△ 206,075	
計		1,181,417	1,490,492	△ 309,075	

(支出の部)

(単位:円)

科 目		本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
目	節	A	B	A - B	
1		26,500	26,500	0	
事務局費	旅 費	1,500	1,500	0	監事旅費等
	需 用 費	10,000	10,000	0	消耗品代等(会議お茶代、会長名刺代)
	役 務 費	10,000	10,000	0	郵便・運送料等
	賃 借 料	5,000	5,000	0	理事会・総会会場費
2		1,154,917	1,463,992	△ 309,075	
事業費	報 償 費	60,000	30,000	30,000	講師謝金 (県社会教育研究大会第1分科会、全体会等)
	旅 費	300,000	300,000	0	全社連総会、全国大会等旅費、講師旅費等
	需 用 費	350,000	550,000	△ 200,000	社教情報購入、県社教連会報発行費
	役 務 費	50,000	50,000	0	表彰状筆耕料等
	賃 借 料	10,000	10,000	0	車借上料等
	予 備 費	384,917	523,992	△ 139,075	
計		1,181,417	1,490,492	△ 309,075	

R5.7.20現在 事務局旅費2,080円のみ支出済

全社総会理事会には今年度は出席なし

講師旅費は50,000円程度支出予定

謝金は22,000円支出予定

あとは予算どおり支出予定で計算

令和6年度 長崎県社会教育委員連絡協議会 事業計画(案)

		事業名	期 日	場 所	内 容
①	県	令和5年度長崎県社会教育委員連絡協議会 会計監査	4月中旬	長崎市 (県庁)	令和5年度 会計監査 (監事:長崎市・長与町)
②	全国	全国社会教育連合 第1回理事会・総会	未定	東京都	
③	県	長崎県社会教育委員連絡協議会 総会	5月下旬～6月上旬	長崎市 (県庁)	令和5年度事業・決算・監査報告 令和6年度事業計画・予算審議 他 ※ 研修会の実施については今後検討。
④	県	令和6年度長崎県社会教育研究大会	8月	長崎市	午前:分科会 午後:表彰・全体会
⑤	全国	第69回日本PTA九州ブロック研究大会長崎大会	10月25日～27日	長崎市	
⑥	九州	第54回九州ブロック社会教育研究大会鹿児島大会	未定	未定	
⑦	全国	全国社会教育連合 第2回理事会・総会	10月23日	水戸市	
⑧	全国	第66回全国社会教育研究大会茨城大会	10月23日～25日	水戸市	
⑨	県	長崎県社会教育委員連絡協議会 理事会	未定 令和7年1月下旬 ～2月中旬	長崎市	令和7年度長崎県社会教育委員連絡協議会顕彰 令和6年度事業報告等 令和7年度事業計画(案) 令和7年度長崎県社会教育研究大会 他
⑩	全国	全国社会教育連合 第3回理事会・総会	3月	東京都	

その他

- 長崎県社会教育委員連絡協議会「会報」の発行 年1回
- 全国社会教育委員連合「社教情報」及び「社教連会報」の配付 各 年2回

(設置年月日:昭和41年9月27日)

1 設置の目的

- 昭和41年に県教委社会教育課に事務局を置いて発足。県下全域の(79市町村)の社会教育委員連絡協議会と県社会教育委員会が加盟し、県内の社会教育の振興・発展に努めてきた。市町と県の社会教育委員の交流を行い、情報交換、活動を行うための協議会である。

2 組織等

- 21市町の社会教育委員と県社会教育委員で組織。
○ 事務局は発足以来、県教委生涯学習課(発足時は社会教育課)に設置。
○ 会長は県社会教育委員長が兼ねる。副会長は輪番制。理事は、県社会教育委員2名、各市町から代表者1名の計23名で構成。監事は、長崎市・長与町・時津町が担当。

3 役員(令和5年度)

役 職	氏 名	所属等
会 長	本田 道明	長崎県社会教育委員長
副会長	木下 啓	東彼杵町社会教育委員長
	馬場 清治	波佐見町社会教育委員長
監 事	國枝 政晃	長崎市社会教育委員1名
	上 瀧 良弘	時津町社会教育委員1名
理 事	21市町からの社会教育委員代表及び県社会教育委員1人	

4 各市町社会教育委員数 (R5年5月22日現在)

	市町名	委員数		市町名	委員数		市町名	委員数
①	長崎市	9	⑧	対馬市	17	⑮	時津町	10
②	佐世保市	9	⑨	壱岐市	15	⑯	東彼杵町	9
③	島原市	11	⑩	五島市	10	⑰	川棚町	8
④	諫早市	10	⑪	西海市	12	⑱	波佐見町	6
⑤	大村市	9	⑫	雲仙市	9	⑲	小値賀町	9
⑥	平戸市	12	⑬	南島原市	18	⑳	佐々町	9
⑦	松浦市	10	⑭	長与町	9	㉑	新上五島町	12

5 県内の社会教育委員数 R5年5月22日 現在

令和5年度(239人) 内訳(市町223人 県16人)

6 主な事業

- ・総会(5月) ・理事会(2月) ・「会報」の作成(9月~2月)
・長崎県社会教育研究大会・九州ブロック社会教育研究大会・その他研修会の開催等

7 運営費

- ・収入の部 市町負担金503千円 繰越金987千円 計1,490千円
・支出の部 事務局費27千円 事業費1,463千円(内予備費524千円)

8 県費からの負担

事業名	科目	摘要	予算
社会教育委員費	負担金、補助及び交付金	全国社会教育委員連合 会費	100千円
社会教育委員費	負担金、補助及び交付金	九州ブロック社会教育委員連絡協議会	20千円

長 崎 県 社 会 教 育 委 員 連 絡 協 議 会 会 則

(名 称)

第 1 条 この会は、長崎県社会教育委員連絡協議会と称する。

(組 織)

第 2 条 この会は、長崎県社会教育委員及び市町社会教育委員をもって組織する。

(事 務 所)

第 3 条 この会の事務所を長崎県教育庁生涯学習課内に置く。

(目 的)

第 4 条 この会は、社会教育委員相互の連絡提携をはかり、もって社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

1. 社会教育委員の職務を達成するために必要な連絡・協議及び研修に関すること。
2. 社会教育振興のための調査研究。
3. 社会教育に関する資料及び情報の交換。
4. その他、社会教育振興に必要と認められる事業。

(役 員)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長 2 名 理 事 若干名 監 事 2 名

② この会に顧問及び参与を置くことがある。

(役員を選出)

第 7 条 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し、総会で承認する。

但し、副会長が任期途中で退任した場合は、当該市町の後任の理事をもって充て、同じく監事については当該市町社会教育委員をもって充てる。

② 理事は、県委員代表 2 名、各市町委員の代表 1 名をもって充てる。顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員職務及び任期)

第 8 条 会長は、会務を統轄し、この会を代表する。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会務を代行する。

③ 監事は、会計を監査する。

④ 顧問は、その会の事務運営ならびに会議に出席して意見を述べることができる。

⑤ 参与は、この会の運営に助力する。

役員任期は、2 年とする。但し、再任は妨げない。

なお、役員が任期途中で退任した場合の後任の任期は、その残任期間とする。

（会 議）

第 9 条 この会の会議は、総会と理事会とする。

第10条 総会は、この会の役員及び市町委員の代表それぞれ 1 名をもって構成し、次に掲げる事項を決定する。但し、緊急を要する場合は理事会において審議し、総会の決議にかえることができる。

1. 予算及び決算に関すること。
2. 会則の制定及び改廃に関すること。
3. 事業の計画及び報告の承認に関すること。
4. その他、必要と認めること。

第11条 理事会は、この会の会長、副会長及び理事をもって構成する。

- ② 理事会は、この会の事業ならびに会務の運営に関し審議する。

（会議の招集）

第12条 総会及び理事会は、会長が招集する。

- ② 総会は年 1 回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。
- ③ 理事会は、その都度必要に応じて開催する。

（事 務 局）

第13条 この会の事務を行うため事務局をおく。

- ② 事務局に事務局長をおき、生涯学習課長をもって充てる。
- ③ 事務局は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。
- ④ 事務局に事務を処理する書記をおくことができる。

（経 費）

第14条 この会の経費は、分担金補助金及びその他の収入をもって充てる。

第15条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（委 任）

第16条 この会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和 41 年 9 月 27 日から実施する。

平成 15 年 6 月 2 日 一部改正

平成 22 年 6 月 9 日 一部改正

資料5-8

市長会作成資料

長崎県社会教育委員連絡協議会市町負担額一覧

<シミュレーション条件>

■負担金総額 400,000円(見直し額) ■人口割:均等割=4:6(現行割合)

自体名	人口割 (4割:160,012円)			均等割 (6割:239,988円)	新負担額(円)	現行負担額(円)	差額(円)
	R2国調人口 (人)	人口割合(%)	負担額 (円)	負担額 (円)			
長崎市	409,118	31.2	49,884	11,428	61,312	77,500	▲ 16,188
佐世保市	243,223	18.5	29,656	11,428	41,084	67,000	▲ 25,916
島原市	43,338	3.3	5,284	11,428	16,712	22,500	▲ 5,788
諫早市	133,852	10.2	16,321	11,428	27,749	44,000	▲ 16,251
大村市	95,397	7.3	11,632	11,428	23,060	15,000	8,060
平戸市	29,365	2.2	3,581	11,428	15,009	25,000	▲ 9,991
松浦市	21,271	1.6	2,594	11,428	14,022	23,000	▲ 8,978
対馬市	28,502	2.2	3,475	11,428	14,903	25,000	▲ 10,097
壱岐市	24,948	1.9	3,042	11,428	14,470	24,000	▲ 9,530
五島市	34,391	2.6	4,193	11,428	15,621	26,000	▲ 10,379
西海市	26,275	2.0	3,204	11,428	14,632	24,000	▲ 9,368
雲仙市	41,096	3.1	5,011	11,428	16,439	27,000	▲ 10,561
南島原市	42,330	3.2	5,161	11,428	16,589	28,000	▲ 11,411
長与町	40,780	3.1	4,972	11,428	16,400	7,500	8,900
時津町	29,339	2.2	3,577	11,428	15,005	7,500	7,505
東彼杵町	7,721	0.6	941	11,428	12,369	7,500	4,869
川棚町	13,377	1.0	1,631	11,428	13,059	7,500	5,559
波佐見町	14,291	1.1	1,743	11,428	13,171	7,500	5,671
小値賀町	2,288	0.2	279	11,428	11,707	7,500	4,207
佐々町	13,912	1.1	1,696	11,428	13,124	7,500	5,624
新上五島町	17,503	1.3	2,134	11,428	13,562	22,500	▲ 8,938

2 報 告 事 項

* * *

データ連携基盤構築運用費負担金について（概要）

1 負担金名等

データ連携基盤構築運用費負担金

2 目的

デジタル社会の急速な進展に伴い、日々生み出される多種多様なデータを利活用することにより、新サービスの創出や地域課題解決を図るため、多様な主体が有するデータを集積・共有・活用するプラットフォームとして、長崎県と市町が一体となり、データ連携基盤を構築し、住民の安全安心な質の高い生活や、新たなサービスの創出による産業振興、精度の高い施策の推進などを図るものである。

3 経緯

(1) 令和3年度長崎県市長会負担金等適正化委員会による承認について

本件における費用区分及び負担割合については次のとおり。

【費用区分】

費用区分	内 容	費用(概算額)
維持管理経費	基盤の構築・維持管理にかかる費用	10,000 千円/年
API 開発等経費	API 開発・技術支援等にかかる費用	10,000 千円/年

【負担割合】

当該基盤の運用に係る費用（維持管理経費及びAPI 開発等経費）について、県：市町＝1：1 及び市：町＝9：1 としたうえで、市間の按分方法について、維持管理経費は均等割、API 開発等経費は人口割とする。

(2) 令和4年度長崎県市長会負担金等適正化委員会における見直し承認について

令和5年度以降の維持管理に要する経費について、委託契約を請け負う事業者より、本格運用後の運用保守経費が想定を上回ることから増額の申し出があり、審議を行った。

【業務量増の内容】

項 目	内 容
●基盤利用料・ライセンス利用料	変更なし
●保守・監視・障害復旧調査費用	・API 実装に伴う設計書確認、開発 API 確認、API テスト実行支援対応
※ R4 契約の積算時には想定していなかった業務量の増	・障害発生時の原因箇所特定、復旧対応などの障害発生対応 ・API、サービス監視範囲の増加による監視範囲の拡張

【見直し内容】

各経費区分における按分方法については変更なし。

経費区分	現 行 (R4)	見直し案 (R5)	差
維持管理経費 (均等割)	9,999 千円/年	13,200 千円/年 ※1	3,201 千円
API 開発等経費 (人口割)	10,000 千円/年	10,000 千円/年 (変更なし)	—

増額分 **3,201 千円** の費用負担内訳について

県	市町		市	町
1,600 千円	1,600 千円	➡	1,440 千円	160 千円
割合 (1 : 1)			割合 (9 : 1)	

1 市あたり約 111 千円の増 (全市による均等割)

【審議・対応結果】

令和 4 年 11 月 15 日開催の第 96 回長崎県市長会負担金等適正化委員会(平戸市)及び 11 月 22 日開催の副市長協議(県による説明・質疑応答)を経て、最終的な対応は会長一任となり、以下の結果となった。

※令和 4 年 12 月 5 日付 長崎県市長会負担金等適正化委員会会長発出「データ連携基盤構築運用費負担金」に関する対応について(報告)より

- 業務量については、受託事業者が初めて受託する業務であることにより当初想定されなかった業務の増が判明したこと、その内容については一定理解
- 経費総額の増は、積算内訳の詳細が示されていないものの、他自治体における同種業務の契約実績額(1,500 万円～2,000 万円程度)を勘案すると、一定理解の範囲内

◎県提案のとおり承認する

「附帯意見」

ただし、クラウド型サービス提供にかかる契約については、積算の詳細が示されず、対外的な説明が難しいことから、今後に向けて、契約方法も含め金額の妥当性を十分に説明できるような方策を引き続き検討すること。

4 附帯意見に対する進捗状況

・契約方法の変更

単年契約から複数年契約へ見直し

令和 5～7 年度 3 ヶ年総額 39,600 千円 (13,200 千円/年)

【参考資料】

データ連携基盤事業費対応状況(長崎県作成)【資料 6】

令和5年度	運用保守業務委託費	13,200千円	（R5単年度あたり契約額）
	API開発業務委託費	10,000千円	（見込み額、今後入札予定）
	合計	23,200千円	

	対応状況	備考
運用保守業務委託	今後かかる経費の明確化を図るため、契約方法を単年契約から複数年契約へ見直した。 ↓ 令和5年度以降においては、令和5～7年度の3か年契約とし、総額39,600千円の契約を行った。 （単年度あたり13,200千円）	令和6年度の契約についても、令和5年度と同額の13,200千円である。
API開発業務委託	今年度も令和4年度と同様に一般競争入札を実施予定 ↓ 金額の妥当性については、昨年度と同様に参考見積を徴取の上、県において積算を実施予定	今年度の開発テーマは以下を予定 ・サービス創出を目的とした各分野のデータの拡充

県・市町負担割合について、運用保守費は均等割、API開発費は人口割（実質1/2）としており、市町負担金の総額は11,600千円である。